令和８年11月１日発行（毎月１回発行）

ながさき

トラック広報

2026
11
NO.594

トピックス

◎ 合同企業説明会
◎ 整備管理者選任前研修及び定期研修
◎ 災害物流専門家研修
◎ 正しい運転・明るい輸送運動
◎ 自動車運送事業者無事故表彰

（公社）長崎県 トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508
URL http://www.nata.or.jp



目次

2026 11

1．【長崎県主催】～運輸の仕事～合同企業説明会 …… 1
2．整備管理者選任前研修及び定期研修の実施について …… 3
3．「災害物流専門家研修」の開催について …… 6
4．第66回「正しい運転・明るい輸送運動」の実施について …… 9
5．行政だより
○ 令和８年度第２回自動車運送事業者無事故表彰について …… 13
○ 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和８年度緊急対策の実施について …… 21
○ 令和８年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼） …… 27
○ トラック・物流Ｇメンによる荷主対策を強化　－集中監視月間がスタート－ …… 31
○ 長崎県最低賃金の改正に係る周知・広報について（依頼） …… 32
○ 最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策 …… 35
○ 令和８年度業務改善助成金のご案内 …… 41
○ 労働保険の成立手続きについて …… 45
6．全ト協だより
○「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について」の一部改正について …… 46
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について …… 48
○ 軽油価格の調査結果（８月分） …… 49
7．国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について …… 50
8．協会だより
○「長崎県トラック協会ダンプ部会設立総会」開催報告 …… 52
○ 令和８年度助成事業について …… 54
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について …… 56
9．ドライバー体験記　～青信号の悲劇から学んで考えた事～ …… 59
10．陸災防だより
○ フォークリフト管理者向け　フォークリフト災害防止対策セミナーの開催状況について … 60
○ 災害事例から学ぶ陸運業の労働災害防止対策セミナーの開催状況について …… 61
○ 技能講習のお知らせ …… 62
○ 陸運と安全衛生 …… 63
11．交通共済コーナー
○ 交通共済加入のおすすめ …… 68
12．諫早Ｔ・Ｓのご案内 …… 70

表紙写真：きらきらフェスティバル SASEBO　佐世保市島瀬町 6
島瀬公園をメイン会場として、中心商店街の公園や街路、アーケード街がイルミネーションに彩られる、佐世保の冬の風物詩。約100万個のイルミネーションと期間中に開催される様々なイベントも楽しめます。

NAGASAKI MOBILITY CAREERS

長崎県/バス・タクシー・トラック・鉄軌道・旅客船

運輸の仕事 合同企業説明会

雇用保険の失業手当の認定に必要な「就職活動実績」になります
※「参加証明書」はハローワークのブースで発行





個別面談ブース　ハローワークの相談ブース　運転者の適性診断体験ブース

バス・タクシーの実車が見れる!

バス・タクシーの運転席に座って
運転手の業務を実感できる!

ご来場プレゼント

※ただし、プレゼント配布には条件があります。

- QUOカード（県タクシー協会）
- エコバック（県バス協会）
- ウェットティッシュ、クリアファイル（県トラック協会）

大村会場

2026 11.8 SUN
11:30（受付開始 / 11:00）↓ 15:00

シーハット大村 2F サブアリーナ
長崎県大村市幸町25-33

合計25社 参加企業は裏面へ
特別ゲストも

佐世保会場

2027 1.24 SUN
11:30（受付開始 / 11:00）↓ 15:00

佐世保市体育文化館 2F 小体育室（集会場）
長崎県佐世保市光月町6-17

合計27社 参加企業は裏面へ

主催 長崎県
共催 長崎運輸支局、長崎労働局、(一社)長崎県バス協会、(一社)長崎県タクシー協会、(公社)長崎県トラック協会、長崎旅客船協会、佐世保旅客船協会
協力 (独)自動車事故対策機構(ナスバ)

くわしくは特設サイトへ

>>> お問い合せ 長崎県交通政策課 TEL 095-895-2065（受付時間／平日9:00～17:45）

未経験から。
資格を活かして。
地元で働く。



NAGASAKI MOBILITY CAREERS

長崎の毎日を運ぶ仕事

運んでいるのは、人や荷物だけではありません。通勤、通学、通院、観光・・・。そして、海の向こうに続く島の暮らしをつなぐ。一つひとつの移動の先に、誰かの大切な毎日があります。長崎のいつもの景色は、「運ぶ人」たちによって支えられています。未経験から。資格を活かして。次はあなたが、その景色を支える人へ。

参加企業一覧

大村会場

2026
11.8
SUN
11:30 → 15:00
（受付開始 / 11:00）

バス
●九州急行バス（株） ●西肥自動車（株） ●島原鉄道（株）
●対馬交通（株） ●長崎県交通局 ●長崎自動車（株）

タクシー
●大村ラッキータクシー（株） ●（有）さくらタクシー
●（株）親和タクシー ●中央タクシー（有）
●長崎ラッキーグループ ●みなとタクシー（株）

鉄軌道
●島原鉄道（株） ●長崎電気軌道（株）

旅客船
●九州商船（株） ●九州郵船（株） ●五島産業汽船（株）
●五島旅客船（株） ●島原鉄道（株）

トラック
●清本運輸（株）長崎営業所 ●幸運トラック（株）
●製缶陸運（株） ●（株）長崎新生活センター
●日本通運（株）長崎支店 ●（有）野澤運送
●フジトランスポート（株）長崎支店 ●（株）丸野

※五十音順で掲載しています。

特別ゲスト
トラックめいめい
トークショー
13:00～（30分）/ 先着50名



フォロワー52万人
@truckmeimei

25歳（北海道出身）
トレーラー運転手・運行管理者・資格保有

佐世保会場

2027
1.24
SUN
11:30 → 15:00
（受付開始 / 11:00）

バス
●大川陸運（株） ●さいかい交通（株） ●西肥自動車（株） ●させぼバス（株）
●対馬交通（株） ●長崎県交通局 ●長崎自動車（株） ●（株）ヒューマングループ

タクシー
●キングタクシー（株） ●佐世保タクシー（株） ●佐世保ラッキー自動車（株）
●（株）SHIROYAMA ●長崎第一交通（株）佐世保営業所 ●元町タクシー（株）

鉄軌道
●長崎電気軌道（株） ●松浦鉄道（株）

旅客船
●九州商船（株） ●九州郵船（株） ●五島産業汽船（株）

トラック
●大川陸運（株） ●（有）カーセンタータクシマ ●九州名鉄運輸（株）佐世保支店
●（株）ケイアイ工業 ●幸運トラック（株） ●長崎運送（株） ●（株）長崎新生活センター
●フジトランスポート（株） 長崎支店 ●北松通運（株）

※五十音順で掲載しています。

個別面談ブース



長崎県内のバス・タクシー・トラック・鉄軌道・旅客船と個別ブースで話を聴くことができます！気軽にたくさんのブースを回って、多くの情報をゲットしましょう！

運転者の適性診断体験ブース



CGシミュレーションによる模擬運転を体験できます！

事前登録（任意）

申込せずにご参加できますが、事前にご登録いただければ当日の案内がスムーズです。

整備管理者選任前研修及び定期研修の実施について

長崎運輸支局からのお知らせ

令和７年度より、整備管理者定期研修においてオンライン（Web 方式）研修（以下、「オンライン研修」という。）が開始されました。また、令和８年度から、整備管理者選任前研修もオンラインにて受講することが可能となります。

つきましては、整備管理者選任前研修及び定期研修を受講される方は、業務効率化の観点から、原則、オンライン研修（PC 又はスマートフォン）での受講をお願いします。

なお、オンライン研修の受講が困難な方は、対面研修での受講をお願いします。

１．オンライン研修

⑴　選任前研修

受講可能期間	令和８年10月１日㈭　10時00分から 令和９年３月19日㈮　17時00分まで
研修 URL	https://onlineface.jp/mlit-jidoushaseibi/
受講料	無料
研修テキスト	https://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/hoan/sr8f100.pdf

⑵　定期研修

受講可能期間	令和８年10月１日㈭　10時00分から 令和９年３月19日㈮　17時00分まで
研修 URL	https://onlineface.jp/mlit-jidoushaseibi/
受講料	無料
研修テキスト	https://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/hoan/sr8b101.pdf

2．対面研修日時及び場所（オンライン研修の受講が困難な方）

⑴　選任前研修

期日・時間	開催地	会場・申込期間
令和９年１月20日㈫ 受付　13時30分～13時55分 研修　14時00分～16時30分	長崎市 定員20名	長崎運輸支局　２階会議室 長崎市中里町1368 申込期間：令和８年12月14日 ～令和９年１月８日
令和９年１月25日㈪ 受付　13時30分～13時55分 研修　14時00分～16時30分	長崎市 定員20名	
令和９年１月22日㈮ 受付　13時00分～13時25分 研修　13時30分～16時30分	壱岐市 定員10名	壱岐文化ホール　大会議室 壱岐市郷ノ浦町本村触445 申込期間：令和８年12月14日 ～令和９年１月８日
令和９年１月29日㈮ 受付　13時00分～13時25分 研修　13時30分～16時30分	対馬市 定員10名	対馬市交流センター　会議室 対馬市厳原町今屋敷661 申込期間：令和８年12月14日 ～令和９年１月８日

※　選任前研修（対面）の申込は、長崎運輸支局へ電話または窓口にて、お問い合わせください。
研修のお申込は、「受講申込書」をメール、FAX または窓口にて提出していただきます。
なお、申込期間中であっても、定員に達した場合は受付を終了することがございます。
あらかじめご了承ください。

※長崎運輸支局　整備部門
TEL：095-839-4749
FAX：095-839-4804
Ｅメール：qst-nagasaki_seibi@ki.mlit.go.jp

⑵　定期研修

期日・時間	開催地	会場・申込期間
令和９年１月18日㈪ 受付　13時00分～13時55分 研修　14時00分～16時30分	佐世保市 定員35名	アルカス SASEBO 長崎県佐世保市三浦町２-３
令和９年１月22日㈮ 受付　13時00分～13時25分 研修　13時30分～16時00分	壱岐市 定員20名 （選任前含む）	壱岐文化ホール　大会議室 壱岐市郷ノ浦町本村触445
令和９年１月26日㈫ 受付　13時00分～13時55分 研修　14時00分～16時30分	諫早市 定員40名	小野ふれあい会館 諫早市黒崎町185-１
令和９年２月16日㈫ 受付　13時00分～13時55分 研修　14時00分～16時30分	諫早市 定員40名	
令和９年１月29日㈮ 受付　13時00分～13時25分 研修　13時30分～16時00分	対馬市 定員20名 （選任前含む）	対馬市交流センター会議室 対馬市厳原町今屋敷661

◆対面研修の対象者

・パソコン・スマートフォン等のデバイスを所持していない方

・デバイスを関係者から借りることや、操作補助を受けることが困難な方

・その他、オンライン受講が難しい事情がある方

※上記の方は、広報12月号に掲載予定の申込書にてお申し込みください。

上記以外の方は、オンライン研修での受講をお願いします。

【ご 案 内】

「災害物流専門家研修」の開催について

平素は、当協会の業務運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過去の大規模災害時における緊急支援物資輸送では、物流に関する専門的知識を持つスタッフが集積拠点に常駐していないこと等が原因となり、避難所等への円滑な物資の輸送に支障をきたす事例がみられ、課題とされてきました。

このため、当協会を含む都道府県トラック協会及び全日本トラック協会（以下：全ト協）では、今後想定される地震や台風、豪雨などの大規模災害に備え、災害時に自治体が管理する物資集積拠点等にて支援物資の仕分け・管理・輸送等を行う専門知識を身につけた「災害物流専門家」の育成を図るとともに、輸送協定等に基づき自治体より協力を求められた際に、災害物流専門家を紹介・派遣できる体制整備を図ることとしております。

つきましては、より多くの災害物流専門家の育成を図るため、以下のとおり標記研修会を開催致しますので、災害物流専門家候補として、倉庫業務や配車業務等の物流実務をご理解されている従業員様にご出席を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

記

１．開催日時
令和９年１月２１日（木）１０時００分　～　２２日（金）１５時４０分（予定）

２．場所
公益社団法人長崎県トラック協会「研修会館　２Ｆ」
〒８５１－０１３１
長崎県長崎市松原町２６５１－３

３．内容
別添「研修日程表」のとおり

４．出席のお申込み方法
研修会出席者を別紙出席連絡票にてご連絡下さい。

５．お願い
研修修了者は、全ト協及び当協会が管理する「災害物流専門家研修」修了者リストに登録させていただきます。なお、災害発生時に自治体等から協力要請があった際には、当協会より対応のご協力をお願いする場合があります。

以上

災害物流専門家研修　出席連絡票

年　　月　　日

（公社）長崎県トラック協会
業務課　宛
FAX：０９５－８３９－８５０８

開催日時：令和９年１月２１日（木）１０時００分
～　２２日（金）１５時４０分
開催場所：(公社)長崎県トラック協会「研修会館　２Ｆ」

受講者 所属先情報	事業者名（必須）	
	支店・営業所名（必須）	
	所在地（必須） ※都道府県名からご記入下さい	〒　　－
	電話番号（必須）	
	ＦＡＸ番号	
	事業内容 （当てはまるものにレ点）	□　貨物自動車運送事業 □　倉庫事業
受講者 個人情報	氏名（必須）	(ふりがな)
	所属先の部署・役職（必須）	
	生年月日（西暦）（必須）	年　　月　　日
	個人電話番号	
	個人メールアドレス	

※ 令和８年１２月２５日（金）までにＦＡＸにてご返信頂きますよう、ご協力お願いいたします。

研修を受講される皆様へ

研修修了者は、全ト協及び当協会が管理する「災害物流専門家研修」修了者リストに登録させていただきます。

災害発生時に自治体等から協力要請があった際には、当協会より対応のご協力をお願いする場合があります。

ご提供いただいた個人情報は、上記の目的に関する限りで使用いたします。

災害物流専門家研修
研修日程表

日程：令和９年１月２１日（木）～２２日（金）
場所：公益社団法人長崎県トラック協会「研修会館　２Ｆ」

【第１日】１月２１日（木）

10：00～10：10	開会挨拶	（公社）長崎県トラック協会
10：10～12：00 途中休憩あり	研修①　基礎知識編	（株）NX 総合研究所
12：00～13：00	昼食休憩	
13：00～15：50 途中休憩あり	研修②　拠点編	（株）NX 総合研究所
16：00～16：50	研修③　輸送編	

【第２日】１月２２日（金）

9：00～ 9：40	研修③　輸送編	（株）NX 総合研究所
9：50～12：00 途中休憩あり	研修④　自治体対応編	（株）NX 総合研究所
12：00～13：00	昼食休憩	
13：00～13：40	研修⑤　グループ討議説明 演習１の説明 演習１の実施	（株）NX 総合研究所
13：40～15：20 途中休憩あり	研修⑤　演習２の説明 演習２の実施・発表	
15：20～15：40	修了証配布、アンケート記入	
15：40	終了	

第66回
「正しい運転・明るい輸送運動」の実施

令和８年11月16日㈪～令和９年１月10日㈰

◎　交通・労働災害事故の防止
◎　環境保全
◎　輸送秩序の確立

全ト協においては、本年も国土交通省・警察庁の後援を得て、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立を主軸とし、「正しい運転・明るい輸送運動」を展開することとなりました。

長崎県トラック協会においても、これに呼応して次の実施計画により、本運動を実施することとしています。

会員事業所におかれては、本運動の主旨を十分にご理解いただき、それぞれの職場の実態に即し、効果的に推進していただきますようお願いいたします。

実　施　計　画

１．目　　的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

２．運動期間

令和８年11月16日㈪から令和９年１月10日㈰まで

３．主　　催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

４．後　　援

国土交通省、警察庁

５．実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

⑴　飲酒運転の根絶

運行管理者等は、国土交通省が令和６年３月に公表した「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」や法令改正を踏まえ全ト協が改訂した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール依存症への対応とともに、アルコール検知器の携行などによる酒気帯びの有無の確実な報告等について指導を徹底する。

また、令和６年10月の飲酒運転に対する処分基準強化を踏まえ、交通対策委員会で決議したトラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名などの取り組み強化により、飲酒運転を根絶する。

⑵　追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者等は、事業用トラックにおける死亡・重傷事故の約４割を占める「交差点事故」、及び高速道路での死傷事故の約６割を占める「追突事故」を防止するため、全ト協制作の資料『トラック事業における総合安全プラン2030目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』※を活用し、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を実施し、交差点及び追突事故防止の徹底に努める。

また、全ト協では、交差点左折時の８割近くが対自転車事故であることから、全ト協の安全装置等助成事業対象装置で後付け装着が可能な「側方衝突監視警報装置」の普及促進を図る。

※全ト協ホームページ URL
資料『トラック事業における総合安全プラン2030目標達成セミナー～削減目標達成への取り組み～』
https://jta.or.jp/member/anzen/sogoanzen_plan2030.html

⑶　携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底等

経営者等は、道路交通法に規定されている乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、違法駐車の禁止や適正な車間距離の確保、車内ゴミのポイ捨ての禁止など運転マナー向上について関係者を指導する。

⑷　過労運転防止の徹底

運行管理者等は、令和６年４月適用の改正改善基準告示を遵守するとともに、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時等を活用し運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

⑸　確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者等は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、運行管理者等は、運転者に対する点呼の際、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底を図る。

⑹　健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、結果を把握するとともに必要に応じて医師の診断等を受けさせ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務をさせないようにする。

⑺　荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び荷役災害防止担当者等は、荷主等との運送契約時に、荷役作業における役割分担を明確にする書面契約を締結するとともに、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等の荷役作業内容を、「安全作業連絡書」等で運転者へ指示を行い配布する。

また、荷役作業時の墜落・転落防止対策強化のため、令和５年10月より昇降設備の設置及び保護帽の着用義務が最大積載量２トン以上の貨物自動車に範囲が拡大されたことなどを踏まえ、墜落・転落の危険を伴う荷役作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

参考：陸上貨物運送事業労働災害防止協会
「荷役作業安全対策ガイドラインのあらまし」
http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/niyaku-guideline_aramashi_202304.pdf
「労働安全衛生規則等の一部改正のポイント」
https://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/pdfs/202504_kaisei_point_question_answer.pdf#page=5

⑻　高速道路における事故防止の徹底

運行管理者等は、高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後１時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

⑼　車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

特に、依然として後を絶たない大型トラックの車輪脱落事故防止の徹底を図るため、国土交通省が策定する「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の啓発資料活用などにより、早めに冬用タイヤ交換を計画する他、適切なタイヤ交換作業の実施の徹底を図る。

⑽　降積雪期における輸送の安全確保の徹底

運行管理者及び整備管理者等は、気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、早期に雪道での走行が可能な冬用タイヤに交換する他、積雪・凍結等の気象及び道路状況に応じてタイヤチェーンを装着するなど適切なすべり止め措置を講じる。

また、大雪等での立ち往生を防ぐため、冬用タイヤの溝深さが新品時の50％以上であることを「プラットホーム」で運行前に必ず確認することを徹底させる。

⑾　正しい積付け・固縛方法の徹底
　管理者は、荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

⑿　エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底
　経営者等は、化石燃料の使用量を削減し、地球温暖化の原因となるCO_2及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

⒀　運輸安全マネジメントの徹底
　経営者等は、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

⒁　安全意識の高揚
　経営者及び運行管理者等は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。
　運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛ける。

⒂　輸送品質・サービスの向上
　運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6．実施要領

前項の「実施事項」を確実かつ効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。また、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

⑴　全ト協
①　広報とらっく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。
②　各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

⑵　各都道府県トラック協会
①　関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図るとともに、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
②　協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙（誌）、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。
③　事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等を開催し、実施事項を確実かつ効果的に実行できるよう努める。
④　荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。
⑤　適正化事業実施機関を活用し、本運動を徹底させる。
⑥　本運動において功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。（推薦の細部については別途連絡）

⑶　事業所
①　自社広報紙等の利用、あるいはトラック協会等から配布されたポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、交通事故防止活動の推進と輸送品質の向上を図る。
②　安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。
＜全ト協ホームページ＞
URL　https://jta.or.jp/member/anzen/kotsuanzen_ichiran.html
③　従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に従業員を積極的に参加させ、安全・安心な輸送サービスの向上を図る。
④　安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る

以　上

第66回「正しい運転・明るい輸送運動」実施結果

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実 施 事 項	実　　施　　状　　況
1．講習会、研修会の開催 日時、場所、人員、講師、 内容等	
2．社内広報の状況 ポスター、チラシ、懸垂幕、 安全旗、立看板の掲出	
3．その他の安全活動 巡回指導、朝礼の一口指導	
4．上記以外の実施状況	

※　1　印刷物、写真等の資料があれば添付して下さい。
　　2　この報告は、令和９年１月20日㈬までに提出して下さい。
　　3　本運動に功績のあった事業所及び従業員に対しては全ト協より表彰があります。
　　（令和９年度の県ト協定時総会内で表彰する予定です）
　　4　お預りした情報（個人情報）については当該表彰に関すること以外には使用いたしません。

行政だより

令和８年度　第２回自動車運送事業者無事故表彰について

九運公第61号

公　　示

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程（昭和62年３月24日付け、九運達第２号、以下「表彰規程」という。）に基づき令和８年度第２回表彰を下記要領により行うので、公示する。

記

１．被表彰者の範囲

九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者

（バス事業において地域公共交通会議に基づくバス事業のみを行う事業及びタクシー事業において１人１車制個人タクシー事業は除く。）

２．表彰規程第４条第１項及び第２項の表彰

⑴　表彰基準

【一般表彰】

次の表彰所定期間中にその責任に属する自動車事故がなく、かつ運輸業務の成績が優良である者

（注）自動車事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令　第104号）第２条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

表彰所定期間（無事故表彰期間）

事業用自動車（被けん引自動車を除く）数の区分に応じ次に定める期間とする。

事業用自動車数	期間
７両以下	５年
８両～10両	４年
11両～20両	３年
21両～40両	２年
41両～80両	１年６月
81両以上	１年

（注）７両以下に１人１車制は含まれない。

また、一般貨物自動車運送事業（霊柩）にあっては各該当期間の３倍とする。

⑵　表彰時期

一般表彰：令和９年２月に予定

（注）一般表彰の表彰状は所轄運輸支局長又は運輸支局次長が伝達する。

⑶　表彰手続き

①　⑴の基準に適合後、⑶②の期間内に「自動車無事故報告書」に、「最近における運輸業務等の実績」、「運行管理者、整備管理者の講習及び研修の受講を証する書面の写し並びに運行管理規程、整備管理規程の写し」及び「加入団体の長の推薦書（加入団体がないときを除く。）」を添えて所轄運輸支局長に２部提出する。

②　自動車無事故報告書等の提出期限

表彰所定期間達成日が令和８年６月１日から令和８年11月30日までの場合、令和８年10月１日から令和８年11月30日の間に提出

３．問合せ等

表彰基準等についての照会は、九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課、所轄の運輸支局整備部門に問い合せ下さい。

令和８年10月１日

九州運輸局長　日向　弘基

様式１－３（Ａ４判）

自動車無事故報告書

年　　月　　日

九州運輸局長殿

報告者の
氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当社は下記のとおり責任事故がないので報告します。

報告者の事業の区分	無事故表彰所定期間
トラック事業	年　　月
表彰所定期間の始期及び達成日	
年　月　日から	年　月　日まで
表彰所定期間の始期当時の事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の数	
普通　　両、小型　　両、牽引　　両、計　　両	
前回受けた表彰の期日（所定期間）	
年　月　日（　年　月　日～　年　月　日）	

様式２（Ａ４判）

最近における運輸業務等の実績

事業者名

１．表彰所定期間中における自動車事故発生状況

（1）自動車事故報告規則に該当する事故

無　責　　件（別表のとおり）

（2）軽微事故（人身事故又は４０万円以上のもの）

有　責　　件（別表のとおり）

無　責　　件

（3）酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転、居眠り運転事故又は整備不良事故（自動車事故報告規則による事故以外も含む）

有　・　無

２．運行管理者・整備管理者の選任状況及び講習・研修受講状況の有無

営業所名	運行管理者	講習受講	整備管理者	研修受講
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無
		有・無		有・無

運行管理補助者の選任状況

営業所名	運行管理補助者

３．運行管理規程の制定状況

（1）制定年月日　　年　　月　　日

（2）最終改正年月日　　年　　月　　日

４．整備管理規程の制定状況

（1）制定年月日　　年　　月　　日

（2）最終改正年月日　　年　　月　　日

５．最近実施した事故防止対策（事故防止運動、会議、指導教育等）

別　表

重大事故（無責）

事故種別	発生日時	発生場所	事故概要	原因	損害

軽微事故（有責）

事故種別	発生日時	発生場所	事故概要	原因	損害

「事故種別」は自動車事故報告規則に基づく区分により記入する。
「損害」は物損・人身傷害による損害額を記入する。
「有責」は事故原因の半数以上の責任がある事故をいう。

様式３－１（A4版）

九州運輸局長　殿

宣誓書

当社において表彰所定期間に在職していた運行管理者で次の者においては、所定期間にかかる年度内に解任しておりますが、適切に運行管理者講習を受講していることを宣誓します。

運行管理者名	選任年月日	解任年月日	講習受講年度

表彰所定期間：　年　月　日から　年　月　日まで

所定期間にかかる年度：　年度から　年度

年　月　日

事業者名：
代表者名：
住　所：

※審査において未受講が確認された場合は表彰できない場合があります。

様式３－２（A4版）

九州運輸局長　殿

宣誓書

当社において表彰所定期間に在職していた整備管理者で次の者においては、所定期間にかかる年度内に解任しておりますが、適切に整備管理者研修を受講していることを宣誓します。

整備管理者名	選任年月日	解任年月日	研修受講年度

表彰所定期間：　年　月　日から　年　月　日まで

所定期間にかかる年度：　年度から　年度

年　月　日

事業者名：
代表者名：
住　所：

※審査において未受講が確認された場合は表彰できない場合があります。

この表彰は、県ト協の推薦書を添えて長崎運輸支局へ提出上申することとなります。

該当事業者は、県ト協（担当　本村）までご連絡の上、下記の書類をご提出ください。

１．必要書類

	書類名	部数
①	自動車無事故報告書（様式１－３）	正本２部
②	最近における運輸業務等の実績（様式２）	正本２部
③	運行管理者選任届	写し２部
④	運行管理者講習手帳	
⑤	整備管理者選任届	
⑥	整備管理者研修手帳	
⑦	運行管理規程	
⑧	整備管理規程	
⑨	様式２の５「最近実施した事故防止対策」についての資料（議事録、会議で使用した資料等）	

※　①には捨印を押印してください。

※　②～⑨については、九州内に複数の営業所がある場合、それぞれの営業所のものが必要です。

※　修正テープ等での訂正はできませんのでご注意ください。

２．提出期限

令和８年11月20日㈮までに郵送または持込

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和８年度緊急対策の実施について

標記の件について、国土交通省物流・自動車局より全ト協を通じて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和８年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策について積極的な取り組みをお願いいたします。

１．事業主・会社代表者の方へ

車輪脱落事故の危険性及び発生時の社会的影響について、トップダウンにより社内の整備管理者・補助者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知・徹底を行ってください。

また、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙３のチラシを参照

さらに、先進安全自動車（ASV）導入補助制度を活用し、車輪脱落予兆検知装置の導入促進を図るなど、ハード面の対策を含め車輪脱落事故防止に努めてください。

２．整備管理者・補助者の方へ

・作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。特に降雪地を運行する車両がある場合は、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮してください。
・自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者が実施してください。
・著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイール、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。

※別紙４のチラシを参照

・車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
・積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
・増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。また、トルク・レンチは校正が必要ですので留意してください。

3．対策のポイント

依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

・自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行う場合､作業者に別紙１の｢タイヤ脱着作業管理表｣に沿って作業を実施するよう指示し、その結果を記録してください。

・タイヤ脱着作業完了後、別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確実に確認してください。

・別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。

・点検実施者に別紙２の「日常点検表」を使用し､「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。

・増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法、ホイール・ナットへマーキング(注1)を施す、又は、インジケーター類を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検(注2)を確実に確認してください。

注１　ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

・マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。

・マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。

・マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。

・マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。

・マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。(例：油性顔料インキ)

注２　ISO 方式のホイールにおいて､｢ホイール・ナットの緩み｣の点検を､ホイール・ナットへのマーキング又はインジケーター類による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

別紙1(様式例)

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番　　**整備管理者確認欄**

作業実施者名

実施日　令和　　年　月　日

実施箇所		確認・作業内容	結果（実施✓・交換×）
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ねじ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ ☆ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ ☆ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ △ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値	N·m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること(最後の締め付けはトルク・レンチで規定トルクで締め付ける)。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

別紙2（様式例）

日常点検表

登録番号又は車番　　**運行管理者（補助者）確認欄**

点検実施者（運転者）名　　**整備管理者（補助者）確認欄**

実施日　令和　　年　月　日

点検箇所		点検項目	点検結果（○・×）
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしろ（踏みしろ）	
	原動機（エンジン）	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音
		※ 低速、加速の状態	
	ウィンド・ウォッシャ	※ 噴射状態	
	ワイパー	※ 拭き取りの状態	
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合	
	○ ブレーキ・バルブ	排気音	
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※ 液量	
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	
	バッテリ	※ 液量	
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量	
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量	
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷
	タイヤ	空気圧	
		□　ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損
		亀裂、損傷	亀裂 損傷
		異状な摩耗	
		※ 溝の深さ	
	○ エア・タンク	タンク内の凝水	
	○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク	
		※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
前日・前回の運行において異状が認められた箇所			

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量８トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両が対象。

注．ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

防ごう 大型車の車輪脱落事故

おとさない

トルクレンチで 適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。



おとさぬための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。



さびたナットは 清掃・交換



この2つが特に重要!
事故の多くは清掃・給脂の不足が原因!

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。



ナット・ワッシャー 隙間に給脂



ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

いちにち一度は ゆるみの点検



運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

©くまみね工房



車輪脱落予兆検知装置を取り付けよう!

ホイールナットの緩みなどによる車輪脱落の予兆を検知し、ドライバーに警報。事故防止と負担軽減に役立ちます。

※機能には限界があります。「おとさない」の徹底をお願いします。

詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省　自動車点検整備推進協議会　大型車の車輪脱落事故防止対策に係る国表・分析検討会　日本自動車工業会（いすゞ自動車　日野自動車　三菱ふそうトラック・バス　UDトラックス）　全日本トラック協会　日本バス協会　全国自家用自動車協会　日本自動車整備振興会連合会　日本自動車販売協会連合会　全国タイヤ商工協同組合連合会　日本自動車タイヤ協会　全国石油商業組合連合会　日本自動車車体工業会　日本自動車輸入組合　日本自動車機械工具協会　日本自動車機械器具工業会　自動車用品小売業協会　日本自動車車体整備協同組合連合会

タイヤ交換などホイール脱着時の **不適切な作業**（インパクトレンチだけで締め付け／錆びたナットを再使用／規定トルク未確認 など）が原因で車輪脱落事故が発生しています。

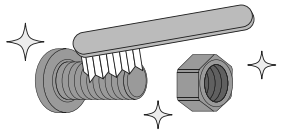
正しい車輪の取り扱いで 車輪脱落事故ゼロへ。



下記3つの注意点について、車載の「取扱説明書」などを参照し、正しい作業をお願いします。

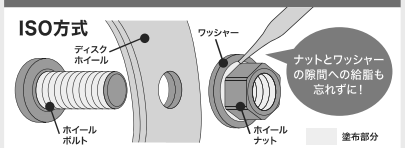
ホイール脱着作業の3つのポイント

1 ホイールボルト・ナットなどを清掃・交換する



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面（ISO方式では、ハブのはめ合い部も）、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。錆び、亀裂、損傷が著しい場合は交換してください。

2 ホイールボルト・ナットなどに潤滑剤を塗布



ホイールボルト、ナットのねじ部、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。

注）ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には塗布しないでください。

3 ホイールナットの締め付けをする

必ず規定の締付トルクで締め付けを行ってください。

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

ホイール締め付け方式	ISO方式（8穴、10穴）
ホイールサイズとボルト本数（PCD）	19.5インチ：8本（PCD275mm）／22.5インチ：10本（PCD335mm）
ボルトサイズ　ねじの方向	【M22】　左右輪：右ねじ（新・ISO方式）／右輪：右ねじ　左輪：左ねじ（従来ISO方式）
ホイールナット　使用ソケット	平面座（ワッシャー付き）・1種類／33mm（従来のISO方式の一部は32mm）
ダブルタイヤ	1つのナットで共締め
ホイールのセンタリング	ハブインロー
アルミホイール履き替え	ボルト交換

アルミホイール・スチールホイールの取り扱いミスによる車輪脱落事故も発生しています。
アルミホイール ⇔ スチールホイール組み換え時には、誤組み付け、部品の誤組みに注意してください。

詳しくはこちらの資料をご覧ください ▶ https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/docs/Torque.compressed.pdf

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください　http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

（大型トラック・バス）

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆に注意！



©くまみね玉房

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に
伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブ は使わないでください！

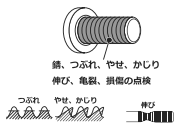
ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【著しい錆の例】

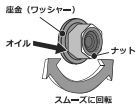


【 ホイールボルト、ナットの点検要領 】



- ●著しい錆の発生がないか点検します。
- ●亀裂や損傷がないか点検します。
- ●ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
- ●ボルトが伸びていないか点検します。

※錆や汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。





- ●ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。
ナットの座面（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。



◀ホイールナットとワッシャーに変形が見られ、ワッシャーがはずれかかっている。

ホイールナットに生じた錆や付着した
ゴミ等により、ワッシャーの摺動部が固着している。▶



ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に
伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。



【 ハブの点検要領 】

- ●ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ●ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

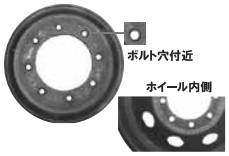
※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。

【 ディスクホイールの点検要領 】

- ●ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ●ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ●ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- ●溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ●ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい段付き摩耗は、ホイールナットの緩みの原因となります。
※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面には、追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。

【著しい錆の例】





ハブ（ホイール取付面）

詳しくは、こちらから！

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)
三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

国土交通省

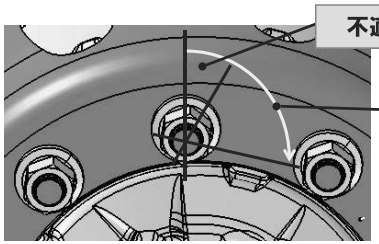
解説編

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

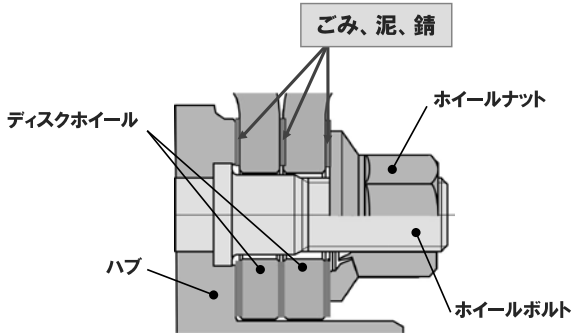
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。



令和８年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

標記の件について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より、九州運輸局及び九ト協を通じて周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

障発０９２５第２号
令和８年９月25日

国土交通省物流・自動車局長　殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（　　公　　印　　省　　略　　）

令和８年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

アルコール健康障害対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から11月16日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

このため、厚生労働省では、今般、別添のとおり令和８年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱を作成し、関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等との協力の下、広報啓発事業を実施するとともに、啓発事業の実施及び広報の推進を呼びかけることとしております。

つきましては、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び広報の推進に取り組んでいただくとともに、関係団体に対し、本週間について周知いただくよう御理解・御協力方お願いいたします。

【担当者】
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課　アルコール健康障害対策推進室
松村、京極
TEL：03-5253-1111（内線）3065
FAX：03-3593-2008

令和８年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱

1　趣　　旨

平成26年６月１日に施行された「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から16日をアルコール関連問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）とし、国及び地方公共団体は、啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものと規定されています。

また、基本法に基づき、平成28年５月31日に「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定され、令和８年３月27日には「アルコール健康障害対策推進基本計画（第３期）」に改定されました。これらの基本計画では、基本的方向性として「飲酒に伴うリスクや、アルコール健康障害について、正しく理解した上で、お酒と付き合っていける社会をつくるための教育・啓発を促進すること」や「アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、地域における支援機関の連携と社会全体の理解を促進すること」等が定められています。

以上を踏まえ、令和８年度の啓発週間に当たり、国、地方公共団体、関係団体及び事業者等において、アルコールとの適切な付き合い方や不適切な飲酒の防止等に関し、効果的な周知等を図るための啓発事業等を実施することとします。

2　実施期間

令和８年11月10日㈫から11月16日㈪まで

3　実施体制

厚生労働省、内閣府、法務省、国税庁、文部科学省、警察庁、国土交通省、こども家庭庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等

4　実施に当たっての基本方針

⑴　アルコール関連問題について考える契機・気付きとなるような呼び掛け

アルコール健康障害は本人の健康の問題のみならず、家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる危険性の高い、誰もが関わりのある問題であることを国民が理解し、自らアルコール健康障害の予防に取り組むきっかけ・気付きとなるような取組となることを意識し、当事者のみならず、幅広く国民一人ひとりに対して呼び掛けを行います。

⑵　様々な主体との啓発事業の連携・協力

アルコール関連問題は、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の様々な問題と密接に関連することから、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体との連携により、啓発週間の趣旨にふさわしい啓発事業の実施に努めます。

また、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体が啓発事業を効果的に実施できるよう協力します。

⑶　啓発週間の実施を契機とした意識の定着化

啓発週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努め、国民自らがアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならないという意識の定着化を図ります。

5　主な実施事項

⑴　広報啓発事業の実施

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等との協力の下、ポスター、インターネット等様々な媒体を活用した広報啓発事業を実施します。

⑵　様々な主体による啓発事業の推進

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体に対して、アルコール関連問題に関する啓発事業の実施を呼び掛けます。

また、様々な主体が行う啓発事業の取組に資するよう、厚生労働省ホームページにおいて、啓発事業の取組について情報提供します。


お酒で家族がこわれないように、
こどもたちはがんばる。
お父さんとお母さんがけんかをするから、止める。
お母さんは、毎日大変そうだから、グチを聞いてあげる。
お父さんのキゲンが悪くならないように、いい子でいる。
みんなが笑えるように、面白い顔をする。
アルコールの問題がある家庭で育つ子は
親の感情面をサポートしている場合があります。
アルコール関連問題啓発週間
11月10日
～16日
アルコール問題には依存症等の健康障害、飲酒運転、DV・虐待などが含まれています。こどもたちは「大丈夫」というけれど、実は苦しんでいるかもしれません。
感情面のサポート。
ヤングケアラーに
ついてはこちら。
アルコール問題の相談先はこちら。
全国の依存症専門窓口・医療機関が
検索できます。
健康に配慮した
飲み方を知ろう
「飲酒ガイドライン」
厚生労働省・内閣府・法務省・国税庁・文部科学省・警察庁・国土交通省・こども家庭庁

トラック・物流Ｇメンによる荷主対策を強化
―集中監視月間がスタート―

国土交通省では、10月・11月を「荷主等に対する集中監視月間」と位置付け、トラック・物流Ｇメンによる荷主等への監視・是正指導を強化しています。

集中監視月間初日の10月１日には、九州運輸局、公正取引委員会事務総局九州事務所、九州経済産業局及び九州各県のトラック協会等が参加する出発式が福岡市内で開催されました。出発式には関係機関から総勢35名が参加し、その後、福岡市内の荷主企業43社に対して合同パトロールを実施しました。

長崎運輸支局及び長崎県トラック協会も出発式及び合同パトロールに参加し、九州管内の関係機関とともに荷主対策の強化に向けた決意を新たにしました。

今後、長崎県内においても関係機関と連携しながら荷主パトロールを積極的に実施してまいります。トラック事業者の皆様が安心して事業を継続できる環境づくりに向け、その取組状況については本会報で随時お知らせいたします。

また、トラック・物流Ｇメンの活動は、事業者の皆様から寄せられる現場の声に支えられています。

情報の取扱いには万全を期しておりますので、荷待ちや附帯業務、運賃・料金の不当な据え置きに関するお困りごとなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

（出発式写真）



（合同荷主パトロール写真）



長崎県最低賃金の改正に係る周知・広報について（依頼）

標記の件について、長崎労働局より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

長労発基1001第１号
令和８年10月１日

各団体の長殿

長崎労働局長

長崎県最低賃金の改正に係る周知・広報について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長崎県最低賃金につきましては、現在「１時間1,031円」と定められておりますが、今般、長崎地方最低賃金審議会の答申を受け、最低賃金法第12条に基づき長崎県最低賃金を「**１時間1,087円**」（56円引上げ）とする改正の決定を行い、**令和８年11月２日**(月)から発効することとなりました。

また、「長崎県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金（＊）」の両方が適用される場合、高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。本年度「特定（産業別）最低賃金」の改定が行われなかった場合には、長崎県最低賃金が適用されます。

＊「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金」

このため、当局においては、新たな最低賃金額の履行確保のため、使用者及び労働者等に対し集中的に広報活動を展開することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、最低賃金額等の周知に関し、貴機関発行の広報誌・ホームページ等への記事掲載につきまして、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます（参考に記事掲載例を添付しております。）。

広報誌等へ掲載いただきました場合には、誠に恐縮に存じますが、別紙の項目について電子メール、電話等にて下記担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、国においては賃金引上げを支援する「業務改善助成金」等の各種支援策（下記 QR コード参照）を行っており、可能であれば併せて周知をお願いいたします。

賃金引き上げを支援する各種支援施策

【お問い合わせ先】
〒850-0033
長崎県長崎市万才町７番１号　TBM 長崎ビル６階
長崎労働局　労働基準部　賃金室
（担当）江上、宮本　　電話 095-801-0033
メールアドレス：chinginshitsu-nagasakikyoku@mhlw.go.jp

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。
長崎県最低賃金は令和８年11月２日から
１時間　1,087円

最低賃金の知っておきたいポイント

1　最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者（事業主）はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

　仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

2　最低賃金は、事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者に適用され、事業主は雇用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、最低賃金の時間額は、時間給制、日給制、月給制等を問わず適用され、賃金が時間給以外（月給・日給等）で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金時間額と比較します。

⑴　時間給の場合

　　時間給≧最低賃金額（時間額）

⑵　日給の場合

　　日給÷１日の所定労働時間≧最低賃金額（時間額）

⑶　月給の場合

　　月給÷１箇月平均所定労働時間≧最低賃金額（時間額）

3　最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。

⑴　臨時に支払われる賃金（結婚手当等）

⑵　１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

⑶　時間外労働に対する賃金

⑷　休日労働に対する賃金

⑸　深夜労働に対する割増賃金

⑹　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

4　精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者等には、長崎労働局長の許可を条件として、最低賃金の減額特例許可制度があります。

5　派遣労働者については、派遣先の地域（産業）の最低賃金が適用されます。

　　お問合わせ先　長崎労働局賃金室　☎095-801-0033

　　または最寄りの労働基準監督署

賃金引上げを支援する各種支援施策



長崎県 最低賃金

令和8年11月2日から時間額

1,087円

前年比 56UP円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

計算方法は裏面をチェック!

最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
中小企業庁

1．賃金引き上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先
・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引き上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

③賃上げ促進税制

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税額）から税額控除できる制度です。

④企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先
・日本政策金融公庫　0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫　0120-981-827

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

⑤賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先　・日本政策金融公庫　0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫　0120-981-827

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後２年間、利率を 0.5%控除します。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

2．生産性向上に関する支援

⑥固定資産税の特例措置

問い合わせ先
＜先端設備等導入計画の作成等について＞
・先端設備等の導入先の市区町村
＜税制について＞
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑦中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9：30～12：00、13：00～17：00）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑧中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先
・中小企業成長加速化補助金事務局
0570-07-4153、03-4446-4307(IP 電話等からのお問い合わせ)

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高 100 億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。

⑨中小企業経営強化税制

問い合わせ先
・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は７%）の税額控除を選択適用することができます。

⑩中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先
・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く））

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑪デジタル化・AI 導入補助金

問い合わせ先
・中小企業デジタル化・AI 導入支援事業コールセンター　0570－666－376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた AI を含む IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

⑫新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

問い合わせ先
・新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局　コールバック予約システム
https://shinjigyou-monodukuri.reserve-apps.com/callback/resv/

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先（補助金事務局）
・専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠
050-3145-3812
・事業承継促進枠　050-3192-6274
・PMI 推進枠　050-3192-6228

事業承継前の設備投資等にかかる取組、M&A 時の仲介・フィナンシャルアドバイザー等の専門家の活用、M&A 後の PMI にかかる専門家の活用や設備投資の取り組み、再チャレンジを伴う廃業に係る取組等を支援します。

⑭小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先
＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会地区事務局　問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞
・商工会議所地区事務局　03－6634－9307
https://r6.jizokukahojokin.info/

商工会地区　商工会議所地区

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援します。

⑮省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

問い合わせ先（補助金事務局）
・一般社団法人環境共創イニシアチブ
・（Ⅰ）工場・事業場型
（先進枠）　03-5565-3840
（一般枠/中小企業投資促進枠）　03-5565-4463
（サプライチェーン連携枠）　03-5565-4463
・（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型　03-5565-3840
・（Ⅲ）GX 設備単位型/設備単位型
ナビダイヤル　0570-01-5116
ＩＰ電話　042-303-0855
・（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
03-5565-4773

工場・事業型　設備単位型

省エネ設備や電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の更新を支援します。

3．取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑯受託適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先
・中小企業庁取引課
03-3501-1511(内線：5291)

委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）を策定しています。

⑰パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先
＜「宣言」の内容について＞
・中小企業庁取引課
03-3501-1511(内線：5291)
＜「宣言」の提出・掲載について＞
・(公財）全国中小企業振興機関協会
03-6228-3802

受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取り組みを「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑱労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先
・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課　優越的地位濫用未然防止対策調査室　03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注者・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑲官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先
・中小企業庁取引課
03-3501-1511(内線：5291)

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑳官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先　・中小企業庁取引課　03-3501-1511(内線：5291)

国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し、掲載しています。

4．資金繰りに関する支援

㉑セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

問い合わせ先
・日本政策金融公庫　0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫　0120-981-827

一時的に売上減少等業況が悪化しているものの、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者であればご利用いただくことが可能です。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

㉒小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

問い合わせ先
・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

５．その他、雇用（人材育成）に関する支援

㉓地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉔人材確保等支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取り組みにより従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース：３%、５%又は７%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

テレワークコース：５%以上の賃上げを行った場合は支給額が加算されます。

㉕人材開発支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉖建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉗早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇い入れ、雇入れ前と比較して５%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して５%以上賃上げした場合に助成します。

雇入れ支援コース

中途採用拡大コース

㉘産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し５%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成（上限額 9,110 円／１人１日あたり（１事業主あたり 1,000 万円））します。

㉙働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

労働時間の削減等に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティングや労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃金や割増賃金率を引き上げた場合に、要件に応じた助成上限額の加算制度もあります。

（※）令和８年度の交付申請期限は 11 月 30 日（月）です。

6．相談窓口

㉚よろず支援拠点

問い合わせ先
・各都道府県のよろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉛取引かけこみ寺

問い合わせ先
・（公財）全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の取引かけこみ寺
0120-418-618

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉜働き方改革推進支援センター

問い合わせ先
・全国の働き方改革推進支援センター

全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引き上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する相談対応やコンサルティング、セミナー等を実施しています。ぜひお気軽にご相談ください。

㉝中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先（無料会員登録やログイン方法）
・ミラサポ plus 運営事務局
initialization@support.mirasapo-plus.go.jp
※補助金等のご質問は、本サイトに掲載の各補助金事務局にお問い合わせ下さい。

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

令和7年10月、賃上げ・最低賃金特設ページを設置し、人件費計算シミュレーション機能などを追加しました。賃上げや最低賃金の対応に役立つ情報を多数まとめています。

厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

労働市場全体の「賃上げ」に向けた賃上げ支援助成金パッケージ、賃上げに役立つ情報をまとめた「賃金引き上げ特設ページ」、各都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧はこちら

賃上げ支援助成金パッケージ

賃金引き上げ特設ページ

都道府県労働局所在地一覧

経済産業省では、各支援機関での伴走支援の強化を行っています

最低賃金、賃上げ等に関するご相談はお近くの支援機関（商工会・商工会議所、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎセンター等）まで
※各支援機関の連絡先は賃上げ・最低賃金対応支援特設サイトから

買いたたきなどの違反行為をしていると疑われる委託事業者に関する情報を広く受け付けています

お近くの労働基準監督署においても情報を受け付けています。
※都道府県労働局所在地一覧参照

情報提供フォームはこちら

（R8.9）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、
②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、
③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。
発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成**し、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

令和８年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ計画 ＋ **設備投資等の計画**（機械設備導入やコンサルティングなど） → 計画の承認と実施 → **業務改善助成金を支給（最大600万円）**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後６か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第４条及び最低賃金法施行規則第１条又は第２条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- **事業場内最低賃金が、令和８年度地域別最低賃金未満**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和８年９月１日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和８年９月１日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の１月31日

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
５０円コース	50円以上	１人	３０万円	**４０万円**
		２～３人	４０万円	**７０万円**
		４～５人	７０万円	７０万円
		６～７人	９０万円	９０万円
		８人以上	１１０万円	１１０万円
		10人以上※	１３０万円	１３０万円
７０円コース	70円以上	１人	４０万円	**５０万円**
		２～３人	５０万円	**１００万円**
		４～５人	１３０万円	１３０万円
		６～７人	１８０万円	１８０万円
		８人以上	２３０万円	２３０万円
		10人以上※	３００万円	３００万円
９０円コース	90円以上	１人	９０万円	**１００万円**
		２～３人	１５０万円	**２４０万円**
		４～５人	２７０万円	２７０万円
		６～７人	３６０万円	３６０万円
		８人以上	４５０万円	４５０万円
		10人以上※	６００万円	６００万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金１,０５０円未満	4/5
事業場内最低賃金１,０５０円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前６か月間平均における利益率が前年度と比べ３%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された２つの数値の差を表す単位です。

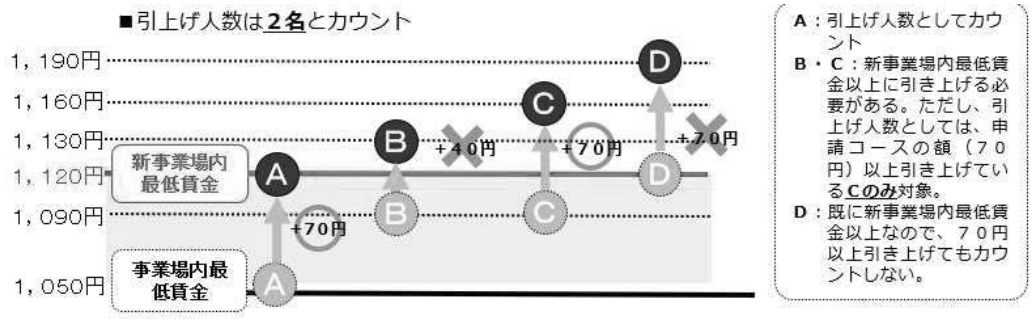
物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

▶ 事業場内最低賃金である労働者
▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

＜例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合＞

A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
B：**申請コース以上賃金を引き上げていない**ので、算入不可
C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、算入不可



助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者（②のみ）
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入 	×	○

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	• POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 • リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

＜例＞
○事業場内最低賃金が1,040円
　→助成率4/5
○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）
　→助成上限額450万円
○設備投資などの額は600万円

480万円
（＝600万円×4/5）
（設備投資費用×助成率）

＞

450万円
（＝助成上限額）
（90円コースの助成上限額）

➡ **450万円**が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）
➡ **対象！**

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

発効日の当日（10月１日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施
➡ **対象外**

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

交付申請
交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出

→

交付決定
交付申請書等を審査の上、通知

→

事業の実施
申請内容に沿って事業を実施（賃金の引上げ、設備の導入、代金の支払）

→

事業実績報告
労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出

→

交付額確定と助成金支払い
事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払を実施

→

助成金受領
ここで助成金が振り込まれます

注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- **同一事業所の申請は年度内１回**までです。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索

令和７年度からの主な変更点

- 助成対象経費の**特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外**となりました。
- 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近３か月間のうち任意の１月」から**「最近６か月間平均」**になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

- **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
  最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金　検索

- **最低賃金特設サイト**
  全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト　検索

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9：00～17：00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（R8.4）

【事業主の皆さまへ】労働保険の成立手続について

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称であり、下記の**加入義務のある事業**で手続きがお済みでないという事業主の方は、まずは最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

●「加入義務のある事業」とは？

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を１人でも雇っている事業**は、労働保険の加入が法律で義務付けられている**強制適用事業**となります。

※ただし、農林水産業のうち「暫定任意適用事業」となっている一部の事業は強制適用事業から除かれます。

●「労働者」とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、**事業に使用される者**で、労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

※労災保険は、全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件（週の労働時間、雇用期間等）を満たさない短時間労働者等は対象とならない場合があります。

●労働保険料の算定方法は？

原則として**【労働者に支払った賃金の額 × 保険料率】**により算定します。

※労災保険料は全額事業主負担、雇用保険料は事業主と労働者の双方が負担します。

●国に納付された労働保険料の使途は？

労災保険…仕事（業務）や通勤に起因する負傷、疾病、障害の残存、死亡について、**被災労働者とそのご遺族の保護**のための給付等を行っています。

雇用保険…労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

◎　労働保険の成立手続は、監督署・安定所の窓口で行っていただくほか、会社の事務所等から電子申請により行うこともできます。

◎　また、労働保険事務組合※への事務委託や、社会保険労務士への事務処理の委託（依頼）によることもできます。

※労働保険事務組合…事業主からの委託により、事業主が行うべき国への届出等の労働保険事務を代行することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

詳しくは　長崎労働局総務部労働保険徴収室　電話０９５－８０１－００２５
又は最寄りの監督署・安定所へお尋ねください。

全ト協だより

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について」の一部改正について

標記の件について、物流・自動車局及び総合政策局より、全ト協を通じて周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

国自旅第85号
国自貨第292号
国総モ第47号
令和8年9月29日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長　殿

物流・自動車局　旅客課長
貨物流通事業課長
総合政策局　モビリティサービス推進課長
（公印省略）

「自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し、周知をお願いいたします。

国自旅　第241号
国自貨　第136号
平成15年3月27日
一部改正　平成18年9月15日
一部改正　令和8年9月29日

各地方運輸局自動車交通部長
［関東、近畿］運輸局自動車監査指導部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長

自動車交通局旅客課長
自動車交通局貨物課長

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分を行う基準を別添のとおり定めたので、今後、この基準に従い行政処分を行うこととされたい。

なお、本通達による行政処分の実施は、平成15年4月1日以降に違反事実を確認したものから適用するものとし、平成15年3月31日以前のものは、従前の行政処分基準により処分を行うものとする。

また、「自家用自動車を使用する者及び貨物軽自動車運送事業者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分に係る基準」（昭和61年1月13日付け地自第3号）は、平成15年3月31日限りで廃止する。

別　添

自家用自動車を使用する者による道路運送法又は貨物自動車運送事業法違反行為に対する行政処分基準について

1　自家用自動車を使用する者に対する車両の使用制限又は禁止の日数

⑴　道路運送法（以下「法」という。）第４条第１項、法第43条第１項、貨物自動車運送事業法第３条、同法第35条第１項又は同法第36条第１項違反

（初 違 反）120日
（再 違 反）180日
（再々違反）180日

⑵　法第78条違反

（初 違 反）　80日
（再 違 反）180日
（再々違反）180日

⑶　法第80条第１項違反

（初 違 反）　40日
（再 違 反）　80日
（再々違反）120日

2　軽減措置

特に事情がある場合には、軽減措置として処分日数を最大限２分の１とすることができる。

3　自家用自動車の使用禁止処分

自家用自動車の使用を禁止した場合においては、法第81条第２項において準用する法第41条第１項の規定に基づいて、自家用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標）の領置を併せて行うものとする。

（注）再違反とは、行政処分を受けた日から３年以内に同一条項に違反したものをいい、また再々違反とは、行政処分を受けた日から３年以内に同一条項に２回以上違反したものをいう。

附　則（平成18年９月15日　国自旅第130号、国自貨第77号　一部改正）

１．改正後の通達は、平成18年10月１日以降の違反行為から適用する。

２．平成18年９月30日までの違反行為については、改正前の通達に定める基準により行政処分を行うものとする。

近代化基金融資貸出金利の変更について

令和８年10月９日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

１．貸付利率

期　　間	現行（改定前）	改定後
１年以上～３年以内	3.40%	**3.70%**
３ 年超～ ７ 年以内		
７ 年超～ 10 年以内		

２．実施日

令和８年10月９日



軽油価格の調査結果（８月分）

８月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

１．単純集計価格

区分／地区名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)	131.55	122.39	133.37
全国(沖縄除)	129.21	120.69	128.79

２．元売別集計価格〈九州（沖縄除)〉

区分／元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ＥＮＥＯＳ	130.28	122.23	134.15
出光昭和シェル	135.39	122.15	132.80
キグナス			
コスモ	129.00	123.91	144.10
その他	129.90	122.55	131.99

３．月間購入量別価格〈九州（沖縄除)〉

区分／月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	132.79	122.63	135.32
30～50キロリットル未満	123.75	123.86	127.90
50～100キロリットル未満	119.96	118.64	120.30
100キロリットル以上		119.74	124.15

４．支払期限別価格〈九州（沖縄除)〉

区分／支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	137.84	126.95	125.45
30～60日未満	129.38	121.95	134.82
60日以上	136.16	119.91	120.30

５．軽油価格推移〈九州（沖縄除)〉

区分／月別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2026年4月	131.09	130.06	131.26
2026年5月	130.85	123.98	132.55
2026年6月	131.90	122.67	133.88
2026年7月	134.51	122.11	133.07
2026年8月	131.55	122.39	133.37

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和８年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。
インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法) 自動車事故対策機構（ナスバ）長崎支所　TEL：095-821-8853
　インターネット予約　https://www.nasva.go.jp/
◇㈱おんが自動車学校　TEL：093-293-2359　FAX：093-293-2427
　インターネット予約　https://koshukaiyoyaku.jp/sunsunschool
◇㈲新西海自動車学校　TEL：0959-27-0136　FAX：0959-27-1778
　インターネット予約　http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※申込用紙は、各実施機関または長崎県トラック協会のホームページよりダウンロードしてください。
（自動車事故対策機構はインターネット予約のみ）

【受講手数料】

基礎講習：8,900円
一般講習：3,200円（協会会員は、全額助成金が適用されます。）
※原則、助成の対象となるのは同一年度内で１人１回までとなります。
※自動車事故対策機構が実施する「ｅラーニング（ｅナスバ）」は受講完了が助成の条件となります。（一般講習のみ）
※講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。
※令和７年度より修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わりました。（自動車事故対策機構、新西海DS）

【持ってくるもの】筆記用具
（自動車事故対策機構）予約確認書、身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）
（おんがDS）運行管理者講習手帳（講習手帳をお持ちでない方は、写真１枚「縦3.0cm ×横2.4cm」）、予約申込書
（新西海DS）身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間が変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
自動車事故対策機構	9：15～9：50	基礎講習	1日目	9：50～17：00
			2日目	10：00～16：00
			3日目	10：00～16：00
		一般講習	9：50～16：00	
おんが自動車学校	9：00～9：30	一般講習	9：30～16：00	
新西海自動車学校	9：30～10：00	基礎講習	1日目	10：00～17：00
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：00
		一般講習	10：00～16：00	

1．基礎講習

回 数	実 施 日	実施場所	定 員	主　催
~~第1回~~	~~6月10日(水)～6月12日(金)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」~~	~~30名~~	~~自動車事故対策機構　長崎支所~~
~~第2回~~	~~6月23日(火)～6月25日(木)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~
~~第3回~~	~~6月29日(月)～7月1日(水)~~	~~佐世保市「佐世保市労働福祉センター」~~	~~50名~~	~~新西海自動車学校~~
第4回	11月17日(火)～11月19日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月24日(火)～11月26日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月9日(水)～12月11日(金)	長崎市「ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構　長崎支所

2．一般講習

回　数	実施日	実施場所	定　員	主　催	
~~第1回~~	~~6月19日(金)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第2回~~	~~7月2日(木)~~	~~佐世保市「アルカスSASEBO3階 会議室」~~	~~22名~~	~~自動車事故対策機構 長崎支所~~	★
~~第3回~~	~~7月4日(土)~~	~~島原市「有明文化会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第4回~~	~~7月10日(金)~~	~~長崎市「ナスバ長崎支所」~~	~~16名~~	~~自動車事故対策機構 長崎支所~~	
~~第5回~~	~~7月25日(土)~~	~~大村市「サンスパおおむら」~~	~~40名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第6回~~	~~7月29日(水)~~	~~佐世保市「佐世保市労働福祉センター」~~	~~50名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第7回~~	~~8月6日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」~~	~~16名~~	~~自動車事故対策機構 長崎支所~~	★
~~第8回~~	~~8月21日(金)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第9回~~	~~8月29日(土)~~	~~平戸市「たびら活性化施設」~~	~~40名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第10回~~	~~9月3日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」~~	~~6名~~	~~自動車事故対策機構 長崎支所~~	★
~~第11回~~	~~9月4日(金)~~	~~佐世保市「佐世保市労働福祉センター」~~	~~50名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第12回~~	~~9月17日(木)~~	~~五島市「福江文化会館」~~	~~30名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第13回~~	~~9月18日(金)~~	~~新上五島町「有川鯨賓館」~~	~~20名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第14回~~	~~9月29日(火)~~	~~大村市「サンスパおおむら」~~	~~40名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第15回~~	~~10月1日(木)~~	~~長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」~~	~~16名~~	~~自動車事故対策機構 長崎支所~~	★
~~第16回~~	~~10月4日(日)~~	~~西海市「新西海自動車学校」~~	~~40名~~	~~新西海自動車学校~~	
~~第17回~~	~~10月16日(金)~~	~~長崎市「県ト協研修会館」~~	~~80名~~	~~新西海自動車学校~~	
第18回	11月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第19回	11月14日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	40名	新西海自動車学校	
第20回	11月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第21回	12月3日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第22回	1月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第23回	1月20日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第24回	1月29日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第25回	2月4日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所	★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

協会だより

「長崎県トラック協会　ダンプ部会設立総会」開催報告

長崎県トラック協会ダンプ部会は、令和８年10月９日㈮に長崎県トラック協会研修会館（長崎市）にて設立総会を開催いたしました。

設立総会には、開催日時点での会員23社のうち19社（20名）とオブザーバとして１社が出席いたしました。

総会では、第１号議案 役員の選任、第２号議案 令和８年度事業計画（案）、第３号議案 令和８年度収支予算（案）について議案審議が行われ、すべて承認されました。

役員名簿

役職	支部名	氏　　名	会　社　名
部 会 長	諫　早	中　尾　雄　介	株式会社　横島
副部会長	大　村	鈴　木　義　行	株式会社　鈴木建設
	東　彼	山　口　二　朗	株式会社　ヤマブル
理　　事	長　崎	菅　藤　　友	九州運輸機工　株式会社
	島　原	武　田　達　耶	有限会社　武田建設
	佐世保	池　田　正　喜	株式会社　エムアイ興産
	北　松	上ノ原　陸　友	有限会社　大紘産業
監　　事	諫　早	山　田　瑠理子	有限会社　ヤマダ



左から　鈴木副部会長、中尾部会長、山口副部会長

部会員名簿（令和８年10月現在）

No.	支部	部会員名	所属	所属役職
1	長　崎	山　口　泰　典	加藤産業　株式会社	営業
2		菅　藤　　友	九州運輸機工　株式会社	代表取締役社長
3		山　下　幸　峰	幸重設工業　株式会社	代表取締役
4	諫　早	濱　田　賢　吾	濵田建設工業　株式会社	代表取締役
5		松　浦　広　宣	有限会社　松浦運輸	代表取締役
6		中　尾　雄　介	株式会社　横島	代表取締役
7		黒　木　伊都子	株式会社　マルケイリース	代表取締役
8		山　田　瑠理子	有限会社　ヤマダ	代表取締役
9		北　川　　亨	協業組合　諫早輸送センター	代表理事
10		張　本　広　文	株式会社　張本創研	専務取締役
11		宮　﨑　真　仁	城山石材　有限会社	代表取締役
12		南　原　明日香	株式会社　南原	代表取締役
13		髙　畠　美由希	有限会社　吉次砕石	代表取締役
14	大　村	田　原　宏　則	株式会社　池田開発	代表取締役
15		桑　原　庸　年	有限会社　桑原商店	代表取締役
16		鈴　木　義　行	株式会社　鈴木建設	代表取締役
17	島　原	高　原　　洗	株式会社　洗組	代表取締役
18		武　田　達　耶	有限会社　武田建設	代表取締役
19		岡　本　圭　一	有限会社　岡本商事運輸	代表取締役
20	東　彼	山　口　二　朗	株式会社　ヤマブル	代表取締役
21	佐世保	池　田　正　喜	株式会社　エムアイ興産	代表取締役
22	北　松	上ノ原　陸　友	有限会社　大紘産業	代表取締役
23	五　島	今　村　浩　俊	五島技建工業　株式会社	常務取締役

令和８年度助成事業について

１．主な留意点

①全助成事業で**事前申請**としています。（健康診断受診促進助成事業を除く）
＜申請の流れ＞ 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付

②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。

③**申 請 期 間：７／１（水）～１２／１８（金）** ※免許等取得促進助成事業は**１／２９（金）**まで
実績報告期限：２／１９(金) ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**３／１９（金）**まで
３月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

２．助成事業一覧

助成事業		概　要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。（国補助金との併用は不可）
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の１/２（上限５千円／台）　運行管理連携型：機器価格(税抜)の１/２（上限１万円／台）
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。（国補助金との併用は不可）
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置　②側方衝突監視警報装置　③アルコールインターロック　④ＩＴ点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ　⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の１/２(上限２万円／台)　②機器価格(税抜)の 1/2（上限 10 万円） ⑤取得価格(税抜)の 1/2(上限３万円)　⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む)(上限 10 万円)
	その他条件等	＊②は、車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 ＊②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第５輪荷重が 8.5 トン以上のものに限る。 ＊④は、ＩＴ点呼に使用するアルコール検知器については、Ｇマーク取得事業所に限る。 ＊⑤は、600Ｎ･m 以上の締め付け能力を有するもの１事業所１台　⑥は、１事業者１台ただしＧマーク取得事業者は２台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	全ての機器が対象　＊協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の１/２（上限２万円／台）
	その他条件等	＊Ｇマーク事業所におけるＩＴ点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 ＊来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	１台あたり装置の取得価格の２分の１（上限５万円／台）
ＳＡＳスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第１次検査および第２次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	第１次検査および第２次検査の合計費用の半額（上限２，５００円／人）
安全運転研修（ドライバー等安全教育訓練促進）	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育（研修）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費（宿泊費等含）の全額又は一部及び交通費（離島地区外５千円、離島地区１万円） ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修（１泊２日）：55,440 円（受講料の全額）＋交通費 ②一般・初任ドライバー研修（２泊３日）：53,900 円（受講料 77,000 円の７割）＋交通費　⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修（２泊３日）：53,900 円（受講料 77,000 円の７割）＋交通費　⇒全ト協特別研修 ＊受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 ＊②③について、Ｇマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成（77,000 円）
	助成上限	研修１回あたり１事業者２名まで
初任運転者特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育（初任）の対象者
	助成金額	研修費の全額　年１０回
高齢運転者安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	６０才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 ＊適齢診断を受診することが出来ます。 ＊講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修１回あたり１事業者２名まで

助成事業		概　要
健康診断 受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 9.2.19　　※令和８年４月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の１．２倍まで
	助成金額	運転者１名につき 1,500 円
安全性評価事業 認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から２週間以内
運転記録証明書 取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.4.1～令和 9.3.19
	助成上限	車両数の１．２倍まで
	助成金額	運転者１名につき 800 円
適性診断 （特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.4.1～令和 9.3.19
	対象診断	①初任診断　②適齢診断
	助成金額	3,800 円　＊助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 （一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成上限	１台まで
	助成金額	指定機器１台につき２０万円
環境対応車	実施主体	①ＣＮＧトラック　②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象	①ＣＮＧトラック　②ハイブリッドトラック　③電気自動車　④燃料電池自動車 ＊令和 8.4.1～令和 9.2.19 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	１事業者１両まで
	助成金額	①ＣＮＧトラック　②ハイブリッドトラック　　※お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	①蓄熱マット　②エアヒータ　③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円　（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の１/２　＊上限６万円　（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の１/２　＊上限６万円　（全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	新規７万円、更新５万円＊費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	保証料の１/２（県ト協：１/4　全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限２０万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 9.1.29　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	準中型新規：４万円、準中型限定解除：２万５千円、特例教習：受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引：取得費用(税抜)の 1/2(上限:大型 15 万円、中型･けん引 10 万円) フォークリフト：31 時間・35 時間講習 １万円、11 時間・15 時間講習 ５千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	受講料の２/３（県ト協１/３・全ト協１/３）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.１～令和 8.12.18　実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	新規３万円、継続２万円＊費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者１名につき 3,200 円　※ｅナスバは受講完了した場合のみ助成対象

適性診断（初任･適齢）及び安全運転研修について

令和８年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。
お申込については直接各実施機関へ行って下さい。
講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

◆適性診断（適齢・初任）　＊開催予定表 **A**
①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
②診断日：毎月（２月,３月を除く）
③備考：特定の運転者（６５才以上の運転者、新たに運転者として選任した者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け
・初任運転者特別指導講習会　＊開催予定表 **B**
①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
②講習日程：2 日間（年 10 回開催予定）
③備考：指導監督指針内容（12 項目 15 時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース）　＊開催予定表 **D**
①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
②講習日程：2 日間（年 7 回開催予定）
③備考：指導監督指針内容（12 項目 15 時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け
・高齢運転者安全運転研修　＊開催予定表 **C**
①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
②講習日程：１日間（年１回開催予定）
③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け
・安全運転研修（一般運転者コース）＊開催予定表 **D**
①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
②講習日程：2 日間（年 7 回開催予定）
③備考：指導監督指針内容（12 項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け
・添乗（同乗指導者研修）　＊開催予定表 **E**
①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
②講習日程：2 日間（年１回開催予定）
③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表Ｄ）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

		診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催（新西海）	A	適性診断（適齢･初任）	14・15	12・13	1・2	6・7	4・5	8・9	19・20	9・10	7・8	12・13
	B	初任運転者特別指導講習会	16～17	14～15	3～4	8～9	6～7	10～11	21～22	11～12	9～10	14～15
	C	高齢運転者安全運転研修						2				
福岡開催（おんが）	D	一般･初任貨物運転者研修		16～17	20～21	18～19		12～13	10～11	7～8		16～17
	E	添乗（同乗）指導者研修						26～27				
	全ト協	一般・初任運転者研修	11～13		6～8				17～19	21～23		
		添乗・指導管理者研修				11～13						

※行事等により日程が変更となる場合があります。　※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】　長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：ＴＥＬ 095－838－2281／ＦＡＸ 095－839－8508
新西海自動車学校　（担当：横坂・植田）：ＴＥＬ 0959－27－0136／ＦＡＸ 0959－27－1778
おんが自動車学校　（担当：江頭・山口）：ＴＥＬ 093－293－2359／ＦＡＸ 093－293－2427

FAX

申　込　書
（適性診断・初任運転者特別指導講習）

（受付済印）

申込日　令和　　年　　月　　日

（フリガナ）
事業所名（営業所名）

〒　　－

事業所住所

申込責任者名

連絡先（TEL）　　※（FAX）

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日（年齢）	適性診断 （診断種類に☑ 受診日を記入）	初任講習 （受講日を記入）	☆適性診断受診日時 （自動車学校記入欄）
1	昭和・平成　年　月　日（　歳）	□初任　□適齢 （　月　日） □受診しない	□受講する （　月　日～　月　日） □受講しない	月　日 時　分開始
2	昭和・平成　年　月　日（　歳）	□初任　□適齢 （　月　日） □受診しない	□受講する （　月　日～　月　日） □受講しない	月　日 時　分開始
3	昭和・平成　年　月　日（　歳）	□初任　□適齢 （　月　日） □受診しない	□受講する （　月　日～　月　日） □受講しない	月　日 時　分開始

【実施場所】　**長崎県トラック協会研修会館**　**（新西海自動車学校東長崎事務所）**
所在地：長崎市松原町2651－3

【適性診断お申し込みの方】
※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。（受診時間は約 2 時間）
○持 参 品　　①運転免許証　②受診料金　事業所負担 1,000 円（残りは県トラック協会の助成となります）

【初任講習お申し込みの方】
○受付時間　8:30～ 9:00
○講習時間　9:00～17:30
○持 参 品　筆記用具、ヘルメット及び手袋 （2 日目のみ必要）
○そ の 他　・昼食（弁当）を希望される方は当日に受付いたします。
・申込期限は、開催日2日前 （ただし、定員になり次第締め切りとなります）

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申込先
新西海自動車学校
※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いします

西海市西彼町上岳郷１２３８－３
TEL　０９５９－２７－０１３６

FAX 送信先　０９５９－２７－１７７８

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーＯＮＧＡ（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長　殿

会社住所	〒　　-		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連 絡 先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

１．希望コース（希望するコースを１つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。）

No.	研　修　内　容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修　　2 日（13 時間）	
2	初任運転者研修　　2 日（15 時間）	
3	添乗（同乗）指導者研修　　2 日（13 時間） ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20 時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

２．受講者及び研修コース

①希望研修コースは、**上記１の 研修No. を記入**してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フ　リ　ガ　ナ 受　講　者　氏　名	性別	年齢	生年月日	採　用 年月日	希望研修コース 研修No.	 講習日	初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
	男 女	歳	年 月　日	年 月　日			希望する・しない 指導要領：要・不要
	男 女	歳	年 月　日	年 月　日			希望する・しない 指導要領：要・不要

※交通費助成申請　　□ 離島地区外：５千円　　□ 離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：１万円

【 注 意 】

※ 研修１回あたり１事業者２名まで

※ 受講料（55,440 円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の 10 日前までに、下記の研修施設へＦＡＸで提出してください。

・ドライビングアカデミーＯＮＧＡ（おんが自動車学校）ＦＡＸ　０９３－２９３－２４２７

※初任診断で指導要領（管理者用）がご必要な場合は別途、発行料金（２００円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

ドライバー体験記

青信号の悲劇から学んで考えた事

（中部）光徳運輸㈱

宮本　久美



私は２年前まで路線バスの運転手をしていました。その日もいつものようによく似た顔ぶれのお客様を乗せて走っていました。途中一番利用客の多いバス停で一旦全員お客様が降りられました。（さて次のバス停ではお客様待っているかな？）と心の中でつぶやきながらバスを走らせてました。

下り坂に差し掛かりその先にはＴの字の交差点で信号は赤で、前には軽自動車が信号待ちをしていました。その後ろにつき停車し青に変わり前車が左折しそれに続き左右を確認し左折の体制に入りながら左後方の下り坂から自転車は来ていないかふり返りながら確認し横断歩道を渡る人はいないかと前方に向き直る瞬間右側から信号無視で猛スピードでトラックが突っ込んできた。

バリバリガリガリバキバキとものすごい音と振動がして一瞬何が起こったのか訳がわからずポカンとすると同時に以前大きなもらい事故の経験からのパニック状態に陥り身体はガクガク震えだし心臓が口から飛び出してくるかと思うくらいバクバクしていた時に突っ込んできた運転手が「アナタ赤ナゼ止マラナイ！！！」とものすごい剣幕で怒鳴り込んできた。あまりの怒号に泣がでてきてしまった。しかし私の記憶では信号は間違いなく青。とにかく警察と会社に電話をした。当時私の乗っていたバスは事務所のパソコンでリアルタイムでドラレコの映像が観れたので確認してもらい警察の方に説明し理解してもらいました。

後日わかった事ですが相手は電話しながら運転しており話に夢中で信号を見落としたとの事でした。外人さんの方言での暴言は今でも頭の中に残っています。不幸中の幸いだったのはたまたまお客様が一人も乗っていなかった事でした。もしもお客様が乗っていたら、大怪我でもしていたらと考えると恐ろしくてまた泣けてきました。

その後の運行は１時間遅れで会社には「バスが来ない」と問い合わせが相次いでいたそうです。本当に迷惑をかけてしまい心苦しい思いでいっぱいでした。改めて自分の仕事の責任の重さ、人の命を預かる重大さを思い知りました。同時に事故を起こした人のように無責任な人が一定数いる事も再認識しました。

今は転職し愛知県安城市の光徳運輸で大型トラックの運転手としてお世話になっています。運ぶ物は変わってもお客様の大切な荷物をお預りしているので責任の重さは変りません。毎日数え切れない程の信号を渡ります。

今回の事故での教訓は青信号は進めではないと言う事です。今まで普通に通過できていたのは運が良かっただけなんだと思った。交差点では色んな事がある。信号が変ってもすり抜けてくる車、慌てて渡る自転車、何でこのタイミングでと思うような強引な右折車等々。青信号でも何が起こるかわからない。確認と危険予知をし、構えた運転をしなければいけないと思いながら毎日ハンドルを握っています。気をつけてはいるものの年令的に衰えを感じる事もあります。夜間雨天時の運転では特に眼の衰えは実覚はあります。対向車のライトが路面に反射しセンターラインが見にくいし、運転適性検査では動体視力は低下しています。これは仕方のない事なんですが、私はまだまだ大丈夫とは思わず老いや衰えを認め自分の弱点を素直に認めるだけでも事故の予防になると思います。

最近高齢者の逆走、アクセルとブレーキの踏み間違い等での事故のニュースを聞かない日がないくらい起っています。小さな子供の命を奪ってしまう事故を耳にした時は胸が苦しくなってしまいます。

以前大型二種免許取得するために自動車学校に通っていた時、高齢者講習のある日に当った日がありました。先生に言われた事が「今日は高齢者の方達がコースを走られます。危険な走り方をする人もいます。隣に人が乗るだけで頭が真っ白になる人、目的地に向ってショートカットする人、逆走やはみ出し、とにかく今日は気をつけて下さい」と。そんな現実を見て思って考えた事は引き際が大切なのだと言う事。なかなか自分では気付かないかも知れないので、私は娘にお願いしてあります。もしも私の運転が危ないとか怖いとか思った時には「返納して」と言ってくれと。その言葉を言われた時には我を張らず従おうと心に決めています。

老いは誰にでも訪れます。もしその老いを認めず周りの説得にも耳を貸さず大切な命を奪ってしまったら、一生後悔を背負う事になります。それよりも相手の大切な人生と家族の幸せを奪い一生苦痛を与えてしまう事はもちろん、自分を支えてくれている大切な人達も裏切り悲しみを与えてしまいます。そんな事は絶対にしてはいけない。あと何年ハンドルを握れるかわからないけど、青信号の悲劇で学んだ事を無駄にしないように信号を渡るたびに思い出し安全運転を心がけたいです。

この世の中から悲しい交通事故が一件でも減る事願わずにはいられません。

皆様ご安全に。

（全国トラック交通共済協同組合連合会　令和７年度事故防止対策体験記優秀賞入選作品）

陸災防だより

フォークリフト管理者向け
フォークリフト災害防止対策セミナーの開催状況について

陸災防長崎県支部では、令和８年９月28日㈪長崎県トラック研修会館において標記研修を開催し、会員事業場29名が参加しました。

本セミナーでは、危険または有害な業務であるフォークリフト災害を防止するため、近年のフォークリフトによる災害発生状況、過去の災害事例の問題点、職場で行う安全指導や教育等を行う際に知っておきたいフォークリフト災害を防止するためのポイントおよび災害対策等、フォークリフト作業管理者として知っておくべきことを実際の災害発生時の映像を交えながら、陸災防本部 技術管理部 早坂稔男主査が分かりやすく解説しました。





陸災防本部　早坂主査



災害事例から学ぶ陸運業の労働災害防止対策セミナーの開催状況について

陸災防長崎県支部では、令和８年10月２日（金）長崎県トラック研修会館において標記研修を開催し、会員事業場29名が参加しました。

陸運業において実際に発生した６つの労働災害をもとに、その原因や具体的な再発防止に向けた作業手順の順守や点検の重要性について、陸災防本部 田畑裕司安全管理士・衛生管理士が分かりやすく解説しました。



田畑安全管理士・衛生管理士





※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号＆ホームページ
(一社)長崎県労働基準協会	長崎市	095-849-2450 http://www.n-roukikyo.or.jp/index.html
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 https://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 https://www.cat-kyushu.co.jp/kc/branch/nagasaki
島原自動車学校	島原市	0957-62-5271 https://shimabara.co.jp/
(一社)日本クレーン協会 長崎支部	長崎市	095-822-8929 https://crane-nagasaki.jp/

○ショベルローダー等運転技能講習（長崎県内では実施している機関はありません）

実施機関名	所在地	電話番号＆ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等　県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習　〒850-0945　長崎市星取1丁目1-28
電話：095-824-4910　https://nagasaki-crane.com/

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン
床上操作式クレーン

※　陸災防福岡でも「はい作業講習」が開かれています。
（福岡 Tel:092-431-1604）

○安全衛生教育（現在、長崎県内では実施している機関はありません）

○フォークリフト運転業務従事者安全教育
○作業指揮者講習
○積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※まずは、各機関にお問い合わせください

○陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません（受講履歴の問い合わせは可能です）

↓　↓

修了証明書（統合カード）を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

作業従事役員等の特別教育に係る
労働安全衛生法改正のQ＆A

Q１　作業従事役員等とはどのような人でしょうか？

A１

◆　個人事業者（一人親方を含む）又は法人の代表者もしくは役員である作業従事者をいいます。

◆　陸運業の場合は、300人以下の労働者を使用する法人事業場の代表者もしくは役員に限ります。

Q２　作業従事役員等が危険又は有害な機械等を使用する場合に留意すべき点は何でしょうか？

A２

◆　労働者でない作業従事役員等が労働者と同じ現場で作業する機会が増えていることから、その場合、作業従事役員等がフォークリフト等の危険又は有害な機械等を使用する場合についても、労働者が使用する場合と同様に、安全基準を満たした機械を使用し、必要な定期自主検査等を実施しなければなりません。

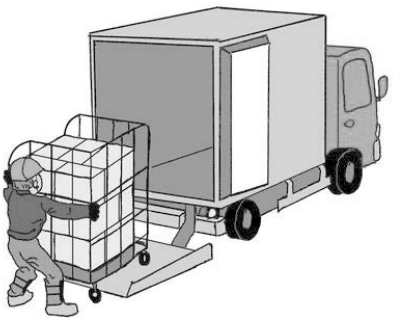


Q３　作業従事役員等が特別教育を必要とする業務に従事する場合に特別教育を受ける必要はありますか？

A３

◆　作業従事役員等が、特別教育を必要とする業務（テールゲートリフターの操作の業務等）に従事する場合に、従業員と同様に特別教育が義務付けられました。

社長→



職場のメンタルヘルス対策の推進に係る
労働安全衛生法改正のQ＆A

Q１　ストレスチェックは、常時使用する従業員が50人未満の事業場は、いつから義務化されますか？

Ａ１

◆　令和10年４月１日から労働者50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務付けられ、事業場の規模にかかわらず、全ての事業場が実施の対象になります。

Q２　ストレスチェックの大まかな流れはどのようなものでしょうか？

Ａ２

◆　初めてストレスチェックを実施する場合においては、方針を表明し、従業員の意見を聴取し、社内ルールを作成・周知します。

◆　全ての従業員に対して、１年以内ごとに１回、ストレスチェックを実施します。

◆　ストレスチェックの結果、高ストレス者として面接指導が必要と評価された労働者から申し出があった場合に、事業者は医師による面接指導を実施しなければなりません。

◆　ストレスチェックの結果を集団分析し、その結果を踏まえて職場環境の改善を行います。



Q３　ストレスチェックの実施に当たり注意すべき点はどのようなことでしょうか？

Ａ３

◆　労働者のプライバシーを保護しなければなりません。ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取り扱う者には、罰則付きで守秘義務が課されます。

◆　ストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報は、適切に管理し、社内で共有する場合でも、必要最小限の範囲にとどめる必要があります。

◆　面接指導の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職勧奨、不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行うことは禁止されています。

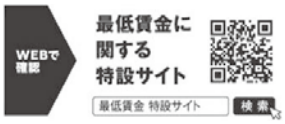
【厚生労働省からのお知らせ】

地域別最低賃金額の改定について

地域別最低賃金とは、国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額をいいます。

都道府県ごとの令和８年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、次表のとおりです。

最低賃金に関する特設サイト及び各種賃上げ支援施策も併せてご覧ください。



最低賃金特設サイト　https://saiteichingin.mhlw.go.jp/

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

令和8年度地域別最低賃金の全国一覧

都道府県	最低賃金時間額[円]	発効日	都道府県	最低賃金時間額[円]	発効日
北海道	**1,131**	2026/10/01	滋賀	**1,136**	2026/10/03
青森	**1,090**	2026/10/29	京都	**1,180**	2026/11/16
岩手	**1,090**	2026/12/01	大阪	**1,231**	2026/10/01
宮城	**1,098**	2026/10/01	兵庫	**1,172**	2026/10/01
秋田	**1,090**	2026/10/14	奈良	**1,107**	2026/10/04
山形	**1,092**	2026/10/30	和歌山	**1,101**	2026/10/03
福島	**1,094**	2026/10/16	鳥取	**1,090**	2026/10/03
茨城	**1,136**	2026/10/18	島根	**1,092**	2026/10/10
栃木	**1,125**	2026/10/01	岡山	**1,104**	2026/10/02
群馬	**1,120**	2026/10/03	広島	**1,141**	2026/10/11
埼玉	**1,196**	2026/10/01	山口	**1,101**	2026/10/08
千葉	**1,195**	2026/10/01	徳島	**1,103**	2026/11/01
東京	**1,280**	2026/10/01	香川	**1,092**	2026/10/01
神奈川	**1,279**	2026/10/01	愛媛	**1,093**	2026/11/01
新潟	**1,108**	2026/10/01	高知	**1,086**	2026/10/29
富山	**1,119**	2026/10/01	福岡	**1,114**	2026/10/04
石川	**1,113**	2026/10/03	佐賀	**1,095**	2026/11/15
福井	**1,112**	2026/10/04	長崎	**1,087**	2026/11/02
山梨	**1,113**	2026/11/01	熊本	**1,092**	2026/12/01
長野	**1,117**	2026/10/02	大分	**1,096**	2026/11/01
岐阜	**1,121**	2026/10/01	宮崎	**1,085**	2026/10/24
静岡	**1,154**	2026/10/15	鹿児島	**1,090**	2026/10/25
愛知	**1,195**	2026/10/01	沖縄	**1,086**	2026/12/02
三重	**1,143**	2026/10/01			

【厚生労働省からのお知らせ】

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業「業務改善助成金」及び「人材開発支援助成金」について

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例　事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント　賃上げ＋設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例　中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
(※2) 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～ ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント　職業訓練＋経費助成等（訓練終了後の賃上げ等加算）

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html

（R8．9）

ひと、くらし、みらいのために　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

災害事例とその対策

重量 509kg の鋼管の積込み中に発生した死亡災害

はじめに

貨物自動車への積卸しでは、荷の重量や形状に応じた安全な作業方法を定め、関係者がその手順を共有することが重要です。一の荷の重量が 100kg 以上の積卸し作業では、積卸し作業指揮者を定め、その者に作業を直接指揮させなければなりません。今回は、重量 509kg の鋼管の積込み中に発生した死亡災害を取り上げます。

災害発生状況

作業：フォークリフトによる大型トラックへの鋼管の積込み

対象物：外径 21cm、長さ 12m、重量 509kg の鋼管

被害：荷台上の作業者 1 名死亡

作業者（被災者）とフォークリフト運転者の 2 名で積込みを行っていた。荷台には既に別の荷があるため、被災者がフォーク上の鋼管を先端側へ人力で動かした後、フォークリフトを後退させて積み付ける手順。鋼管のバランスが崩れて転がり、他の荷との間にいた被災者は逃げ場を失い鋼管に強打され、死亡した。

発生原因

⑴　長尺で転がりやすい鋼管に適した荷役方法を採らず、フォーク上の鋼管を人力で動かすという危険な方法で作業していたこと。

⑵　安全な作業手順が定められておらず、鋼管の転がりや落下、作業者の立ち位置などについて、十分な危険防止措置が講じられていなかったこと。

⑶　積卸し作業指揮者が選任されていなかったため、作業手順、作業方法の決定、作業者の配置などについて、適切な指揮が行われなかったこと。





再発防止対策

⑴　作業手順と作業方法を事前に定める

一の荷の重量が 100kg 以上の貨物自動車への積卸し作業では、積卸し作業指揮者を選任し、荷の重量や形状、積付け状況などを確認して、作業手順と具体的な作業方法を定めます。特に、荷の転がり・落下防止措置、作業者の配置、合図の方法などを明確にし、関係者に周知します。

⑵　荷に適した機械と作業方法を選ぶ

長尺で転がりやすい鋼管等の積込みでは、荷の重量、長さ、重心及び形状を考慮し、適切な荷役機械と作業方法を選定します。

⑶　積卸し作業指揮者に直接作業の指揮をさせる

積卸し作業指揮者に次の職務を行わせます。

- 作業手順、作業方法の決定、作業の直接指揮。
- 使用する器具・工具の点検。
- 関係労働者以外の立入禁止。
- ロープ解き・シート外しにおける荷の落下の危険がないことの確認。
- 昇降設備及び保護帽の使用状況の確認。

まとめ

本事例では、重量 509kg の鋼管の積込みに対して、安全な作業方法を定め、指揮者の直接の指揮のもとで実施する必要がありました。

荷役作業の開始前に、荷の状態、作業指揮体制を確認し、適切な荷役機械（本件では移動式クレーン）を使用して、危険な方法での作業を防ぎましょう。

九州トラック交通共済協同組合

様々なリスクに備える商品やサービスをご用意

運送事業者の皆さまにワンストップで安心をお届けします

安心その1　自動車共済

自動車事故による人や物の損害賠償、運転者等の補償、契約車両の損害に対する任意共済（保険）です。自動車を所有・使用・管理するリスクから皆さまをお守りします。

4つの基本補償

- **対人共済**　共済金額 最高 無制限
- **対物共済**　共済金額 最高 無制限
- **搭乗者傷害共済**　共済金額 最高 1,000万円
- **車両共済**　共済金額 最高 2,000万円

充実の特約でさらに安心

ロードサービス

＋オプション

- 被害事故弁護士費用特約
- 事故故障運搬費用特約
- 被けん引自動車の対物賠償担保特約
- 被けん引自動車車両担保特約

各種割引制度

- 優良割引
- 多数割引
- RA割引
- 自賠セット割引

お車をまとめてご契約いただくと掛金を割引します！

安心その2　自賠責共済

法律（自動車損害賠償保障法）によって、原則として全ての車両に加入が義務づけられている強制共済（保険）です。

自動車の運行によって「他人」を負傷させたり、死亡させたりしたために損害賠償責任を負った場合の損害に対して、共済金をお支払いします。

九州トラック交通共済で自賠責共済をご契約いただくメリット

対人共済契約とセットでご契約いただくと、万一の事故連絡や共済金の請求手続きが九州トラック交通共済だけで済み、共済金を一括して速やかにお支払いすることができます。自賠責共済は最寄りの九州トラック交通共済の代理店にてお申し込みください。

安心その3　損害保険商品

ワンストップサービスで皆様をトータルサポート

損害保険代理店として、三井住友海上、東京海上日動火災、損害保険ジャパンの運送保険や業務災害補償、賠償責任保険などを取り扱っています。

組合員の皆さまをとりまくリスクに備え、最適な保険プランをご提案します。

現在ご加入中の保険の確認や、見直しなどもお気軽にご相談ください。



安心その４

共済独自の事故防止活動

組合員の皆さまが無料でご利用いただける安全推進サービス

安全運転講習会

- 初任運転者・事故惹起運転者の特別指導講習
- 一般講習（地域ごとの合同講習会・Gマーク取得支援）
- 個別講習（講師を派遣しての講習会）

- 可搬型適性診断機の貸出（一般適性診断）
- 安全教育のための動画視聴・DVD貸出
- 事故防止機器導入の助成
- 優良組合員および無事故運転者の表彰
- その他の安全広報活動サービス

メリット

利用分量配当制度

九州トラック交通共済は「相互扶助」の理念のもとに事業を行っています。
健全経営に徹し、その結果生じた各事業年度における利益剰余金から、利用分量配当金として組合員の皆様にお支払いし、最大限に還元します。（配当率は利益剰余金により変動します。）
利益剰余金が生じないなど、利用分量配当がない年度もございますが、令和５年度までの１４年間は連続で配当を行っています。

加入者の共済掛金



利用分量配当金として組合員の皆さまに還元します

配当実績：　3%～24%

※令和6年度は赤字決算により無配当となりました。

≪ 利用分量配当金　計算例　（A社の場合）≫

共済掛金：4,000,000円／支払共済金：500,000円／配当率：10%

利用分量：4,000,000円－500,000円＝3,500,000円

配当金：3,500,000円×10%＝ 350,000円

＜お問合先＞
九州トラック交通共済協同組合　長崎支所
〒850-0051
長崎市西坂町２－３ 長崎駅前第一生命ビルディング６階
TEL：095-808-0090
FAX：095-808-0127　　担当　田崎

ご不明なことや、お悩み事がございましたら、お気軽にお問合せください。



諫早トラックステーション　ご案内

ISAHAYA　TRUCK　STATION

★客室　全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



シングルルームで広めの部屋もご用意しております

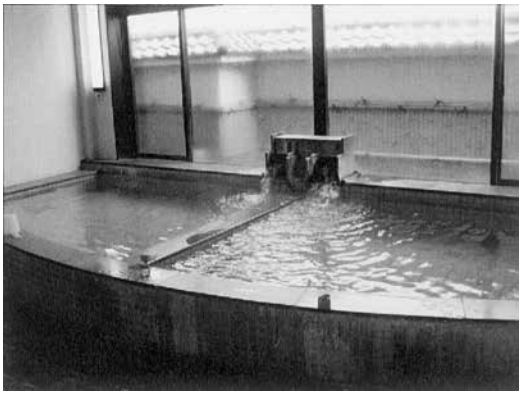
宿泊料金

・一般　　８，７００円（税込）
・諫早ＴＳ会員　　６，５００円（税込）「朝食付」
（入会金　５００円）

・ﾄﾗｯｸ協会会員　　５，０００円（税込）

ﾁｪｯｸｲﾝ　15時（24時間受付）
ﾁｪｯｸｱｳﾄ　翌10時

★大浴場　ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金　　大人　５２０円（税込）「小学生以下無料」
ご利用時間　　１２時～２２時まで（冬季１０月～４月）
９時～２２時まで（夏季５月～９月）

★シャワールーム（女性専用）
料金　　１００円で７分間
ご利用時間　　１２時～２２時まで

★レストラン　安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



７時～２０時３０分までご利用できます
（ｵｰﾀﾞｰｽﾄｯﾌﾟ　２０時）
※土・日曜日のみ１４時３０分（ｵｰﾀﾞｰｽﾄｯﾌﾟ　１４時）

主なメニュー
長崎ちゃんぽん……９３０円（税込）
トルコライス……1,４００円（税込）
かつ丼……1,０５０円（税込）
中華飯……９００円（税込）
トンカツ定食……1,４００円（税込）
カツカレー……1,１５０円（税込）
各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容
運行管理センター・レストラン８１席・宿泊室２２室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機ｺｰﾅｰ・コインランドリー（２４時間営業）
駐車場
大型ﾄﾗｯｸ（ﾄﾚｰﾗ含）・・　４０台
中型ﾄﾗｯｸ・・・・・・・・・　５台
小型ﾄﾗｯｸ・普通自動車・・２９台
アクセス
諫早駅より長崎方面へ約３ｋｍ
（３４号線貝津団地入口）

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228　FAX 0957-26-8236

教材用ＤＶＤ貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。（貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください）

≪申込先≫（公社）長崎県トラック協会（担当　本村）　**TEL:095-838-2281　FAX:095-839-8508**

ご希望の教材に○印をお願いします　　※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題　　名	時　間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転　～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転　～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告！	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか？高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ！飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために！		DVD	1
		19	その時あなたにできること　～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策（大型トラック編・小型トラック編）		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ　より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務　～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人でできる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群（SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない！	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう！ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して　～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して　～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル　～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道　～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち　つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名		※貸出確認 本	※受付
担当者名	**TEL:　　－　　－**	※返却日 ／	
貸出期間	**年　月　日 ～　年　月　日（最大2週間）**	※返却確認 本	

（※の欄は記入しないでください）

－ 帳票類注文表 －

（公社）長崎県トラック協会　宛

注文日：令和　　年　　月　　日

FAX：095-839-8508

注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格（円）（消費税10%込）	注文部数	備考
1	運転日報（基本タイプ）	1冊（100枚）	198		
2	運転日報（応用タイプ）	1冊（100枚）	374		
3	乗務日報（B5）	1冊（100枚）	352		
4	日常点検表（トラック・黄緑色）	1冊	660		
5	日常点検表（トレーラ・黄色）	1冊	781		
6	点呼記録簿（B4・中間点呼あり）	1冊（100枚）	363		
7	点呼記録簿（A4）	1冊（100枚）	242		
8	定期点検整備記録簿（B5・3枚複写　2年間用）	1冊	264		
9	車両管理台帳（A4・ピンク色）	1冊	286		
10	整備管理者選任届（ 通常3枚1セット ）★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊（50セット）	※660		
12	運転者台帳（B5）	1冊（50枚）	660		
13	運転者台帳（B5・1枚）	1枚	14		
14	車両別輸送実績表（B4）	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書（1セット）	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部（1セット）	495		
18	※　チャート紙 ご希望品番に注文数をご記入ください M26-120 / M24-120 / L7-120 / L7-140 / その他（　　）	1個	880		

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製チャート紙へ移行いたします（仕様は同じ）

※令和8年5月1日より変更

受領方法　☐協会にて受け取り（　　月　　日　来協予定）　☐送付希望

事業者名			
担当者名（フリガナ）		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	□に✓して下さい　☐会員名簿住所へ送付　☐会員名簿以外の住所へ送付 〒　　－		
請求書送付先	〒　　－　　＊上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
”長崎県トラック協会ホームページ”→”会員用コンテンツ”→”九州運輸局HP・該当ページ” より
ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届　　★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
〒851-0131　　長崎市松原町2651-3
(公社)長崎県トラック協会（担当：本村）
TEL:095-838-2281　　FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	

合計金額	入金日

ながさきデコ活（かつ）やってみよう！

ゼロカーボンアクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」11月のテーマは「CO_2の少ない交通手段を選ぼう！」です。ぜひ実践してみてくださいね。

11月のテーマ

『CO_2の少ない交通手段を選ぼう！』

まずは公共交通機関を利用♪
「移動」を「エコ」に♪

公共交通機関



CO_2排出が少ない公共交通機関で移動しよう！

自動車



自動車使用時はふんわりアクセル「eスタート」！

徒歩・自転車



短い距離は自転車利用や歩いてみよう！

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課
TEL：095-895-2512

長崎県 ゼロカーボンアクション12　検索

デコ活 くらしの中のエコろがけ

《地球にやさしい移動♪》

ひとりが1km移動する時のＣＯ2排出量は、移動手段によりさまざまです。
（自動車では147g、バスでは56g、鉄道では22g、自転車や徒歩はもちろん0g）
環境への負荷を考慮し、状況に応じた最適な移動方法を選択しましょう。

■まずは公共交通機関を利用！

○通勤や通学はもちろん、旅行や休日のお出かけなどもＣＯ2排出量が少ない
　電車やバスなどの公共交通機関で！
○長崎県では「電気自動車タクシー」が導入されている地域もあります。

積極的な利用を！



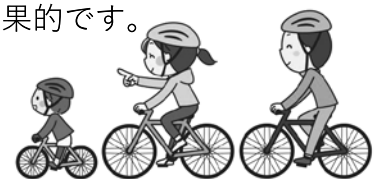
■自動車利用時はエコドライブ！

○ふんわりアクセル「ｅスタート」を実践！
　日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10％程度燃費が
　改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

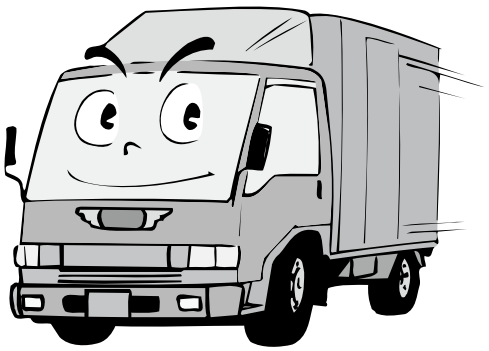


■自転車、徒歩は究極の「エコ」！

○渋滞の起こりやすい都市中心街や最寄り駅までの移動、そして
　乗換えの駅間の移動など自転車や徒歩を積極的に活用をすれば、
　利便性や健康面などにも効果的です。







脈々と
受け継ぐ文化
事故防止

（近畿）㈱フジライン
永井　一雄

（全国トラック交通共済協同組合連合会　令和７年度事故防止対策標語優秀賞）

トラック憲章

１．わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。

１．わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。

１．わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。

１．わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。

１．わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

（公社）長崎県トラック協会

発　行　(公社)長崎県トラック協会
〒851－0131 長崎市松原町2651－３
TEL095－838－2281
FAX095－839－8508

印刷所　株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007－２
TEL0957－22－6000
FAX0957－22－6690



ISUZU

もっと走れる
明日のために。

事故も、疲労も、故障も、当然に思いでいく。
この現状を打破し、新型ギガは生まれました。
「運ぶ」という物流企業のビジネスにおいて、
トラックに想定される様々なリスクを。
先進の装備やテクノロジーで早期に回避、低減し
より確かな安心を生み出します。
ギガなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■長崎支店　〒851-0103　長崎市中里町1622番地1　Tel. 095-839-7500
■佐世保支店　〒859-3241　佐世保市有福町188番地1　Tel. 0956-58-3141
■島原営業所　〒859-1412　島原市有明町大三東乙84番地1　Tel. 0957-68-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター　／諫早市津久葉町99-47　TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター／佐世保市大塔町14-23　TEL:0956-32-4147
https://www.udtrucks.com/ja-jp/home

UD TRUCKS

Going the Extra Mile



九州日野自動車株式会社

長崎支店／〒851-0133 長崎市矢上町53-1　TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637
佐世保支店／〒857-1161 佐世保市大塔町1979-24　TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店／〒859-1415 島原市有明町大三東戊88-1　TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

FUSO



三菱ふそうトラック・バス株式会社　九州ふそう　長崎支店

長崎サービスセンター／長崎市小瀬戸町809-33　TEL:095-834-4661
島原サービスセンター／島原市前浜町乙62-1　TEL:0957-62-6110
佐世保サービスセンター／佐世保市大塔町8-5　TEL:0956-31-9311
諫早サービスセンター／諫早市小船越町571　TEL:0957-23-5588